

平成 23 年度

久御山町行政評価外部評価結果報告書

久御山町行政評価外部評価委員会

平成 23 年 9 月 16 日

平成 23 年 9 月 16 日

久御山町長 坂 本 信 夫 様

久御山町行政評価外部評価委員会
委員長 依 田 博

平成 23 年度久御山町行政評価外部評価結果について

久御山町が実施した行政評価（施策評価）について、当外部評価委員会において外部評価を行った結果、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

久御山町行政評価外部評価委員会委員名簿

区 分	氏 名
委 員 長	依 田 博
委 員	黒 川 洋 一
	松 本 洋四郎

平成 23 年度 久御山町行政評価外部評価結果報告書

1 はじめに

久御山町の行政評価制度については、事務事業評価と施策評価の2つの評価方法を活用することとしており、事務事業評価については、行政の内部評価として事務事業の点検や自主改善、職員の意識改革と位置付けられています。また、施策評価については、総合計画の進行管理と住民への説明責任を果たすことを目的とし、行政の自己評価に加え、より客観性を高めるものとして「評価視点の多角化」を目的に外部評価を導入することとされています。

これまで、施策評価に対する外部評価については、試行的な位置づけのなかで平成 21 年度と平成 22 年度において、2 回の評価を実施してきました。平成 23 年度からは、施策評価の本格実施とされ、全ての施策事業について、行政の内部評価が実施されたところです。

このような中で、当委員会におきましては、「平成 23 年度久御山町行政評価実施方針」に基づき、久御山町が実施した施策評価について、評価内容の客観性と評価制度の透明性を確保し、より適切な評価内容とするため外部評価を行いました。

2 委員会評価内容

当委員会は、下記の日程により 5 回の会議を開催し、外部評価を行いました。

<外部評価委員会の開催内容>

- 第 1 回会議 平成 23 年 8 月 18 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時
 - * 委嘱書交付
 - * 委員長選出
 - * 行政評価実施方針について
 - * 評価施策の選定について
- 第 2 回会議 平成 23 年 8 月 24 日（水）午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分
 - * 施策評価外部評価実施（事業建設部関係）
- 第 3 回会議 平成 23 年 8 月 25 日（木）午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
 - * 施策評価外部評価実施（民生部関係）
- 第 4 回会議 平成 23 年 8 月 29 日（月）午前 9 時～午後 3 時
 - * 施策評価外部評価実施（社会福祉課・総務部関係・議会事務局）
- 第 5 回会議 平成 23 年 9 月 12 日（月）午前 9 時 30 分～午前 11 時 45 分
 - * 施策評価外部評価実施（議会事務局）
 - * 外部評価まとめ

3 施策の外部評価結果

当委員会においては、次の施策について外部評価を実施し、その結果については、別紙「施策評価シート（外部評価実施）」のとおり評価の妥当性等について、当委員会としての意見を取りまとめました。

<外部評価を行った施策事業>

- ① 農業施策の推進 【事業建設部・産業課】
(説明 25 分、質疑・評価 40 分)
- ② 商工業施策の推進 【事業建設部・産業課】
(説明 10 分、質疑・評価 30 分)
- ③ 公共交通の推進 【事業建設部・都市計画課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分)
- ④ 循環型社会の推進 【民生部・環境保全課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分)
- ⑤ 子育て支援の推進 【民生部・社会福祉課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分) (再説明 5 分、質疑・評価 15 分)
- ⑥ 地域福祉の推進 【民生部・社会福祉課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分) (再説明 5 分、質疑・評価 5 分)
- ⑦ 効率的な行財政運営 【総務部・企画財政課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分)
- ⑧ 住民参加の機会の推進 【総務部・広報行政課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分)
- ⑨ 開かれた町政の推進 【総務部・広報行政課】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分)
- ⑩ 開かれた町政の推進 (議会) 【議会事務局】
(説明 10 分、質疑・評価 40 分) (再説明 10 分、質疑・評価 15 分)

4 外部評価の総括

今回の行政評価に対する外部評価につきましては、別添の施策事業一覧 (40 施

策事業)の中から、これまでに外部評価を行った施策事業の継続評価と新たに外部評価をする施策事業について、10 施策を外部評価委員が選択し、その施策の行政内部評価について、できる限り客観的な視点から外部評価を実施いたしました。評価を行うなかで、全体的に次のような課題や問題点が明らかになりましたので、今後の行政評価を行ううえで、改善や工夫をされるように努めてください。

①成果指標の設定の工夫

行政評価において求められることは、「事業費がいくらであったか、参加者が何人であったか」と言った結果（アウトプット）を評価するのではなく、「住民生活がどのように変わったのか、どれだけの成果がでたのか」と言った成果（アウトカム）を評価することに意義があります。そのことから、成果指標の設定にあたっては、成果目的に適合した内容のものを検討し、その成果指標の数値が行政として、針小棒大にならない範囲において、実現可能な目標数値を設定するような工夫が必要です。前回外部評価をした施策については「アウトプット」を活動指標とする場合が多く、また、施策の成果目的の部分的な指標しか設定できていないなどのことから、「アウトカム」を表すような成果指標への改善の必要性について指摘を行いました。今回外部評価をした施策についても、まだまだ同様の傾向が見受けられ、有効な指標づくりが浸透していない状況にあると言えます。今後も、自らの行政活動の目的を精査したうえで、まず全ての事務事業について成果目的にあった指標（アウトカムとなる指標）を設定し、内部評価を行ってください。そのうえで、施策評価の指標設定については、代表的な指標に絞り込むように努めてください。

一方、行政評価においては、当然、客観的に評価をするうえでは、できる限り成果目的に見合った数値設定は必要ですが、事業の内容によっては、単純に数値だけをとらえて評価することが難しいものもある。その施策の基本的な成果目的を達成するための経過（プロセス）も含め、その手法の妥当性などについても合わせて評価するような工夫がいるものと考えます。

②評価等における記載内容（丁寧な説明）の工夫

前回にも指摘したように、評価シートの構成上の問題もあると思われませんが、各所管部課からのヒアリングで、全体として言えることは、評価をしている記載内容が、設定している成果指標についてのみを評価している場合が多く、評価結果としては、その指標の達成度合いが低い評価となっている実態が見受けられます。

特に、所管部課においては、事務事業を遂行しているにもかかわらず、そのプロセスが評価されていないことや、他に行っている事務事業などでは成果があがっているものもあります。この評価シートが住民に公表されるという意識を持ち、設定している成果指標だけにこだわらず、この施策全体の成果目的を考えて、指標に表せない部分についても、できる限り丁寧に説明し、総合的な評価をすることが必要と考えます。

前回評価時に同様の指摘を行いました。いまだ隅々まで意識が浸透していない

ように思われ、指摘事項が生かされていないことは非常に残念です。

今後さらなる改善に努めてください。

③施策評価の方法

成果目的が異なる事務事業を含む施策の体系については、全体の評価が難しい場合、成果目的ごとに施策評価シートを作成してください。

④事務事業評価シートの記載内容の整合性等

前回にも指摘したように、事務事業評価シートの成果目的や事業概要、評価の説明内容が、担当者や所管課ごとに、記載内容の書き方が異なることや、評価においても改善・改革の方向性が見られないような表現が見受けられます。誰が見ても理解しやすい記載や説明をするとともに、職員への研修などを通じて、この行政評価制度の本来の目的なども含め、職員のアカウンタビリティ（説明責任）に対する自覚を促すよう努力してください。

また、施策と事務事業の数値等について、十分に精査することなく自己評価を行っているといった内容も、一部、見受けられることから、内容の確認と精査に努めてください。行政事務の行動準則の一つは、ルーティーンな作業を細心の注意でとり行うことです。行政評価にも、この行動準則が適用されることは言うまでもありません。

加えて、子育て支援のように複数の所管部署にまたがる事業の評価も、今後総合評価が可能となるよう、自己評価の体制を構築することが必要であると考えます。

さらに、今回行政として費用的に関わる外部団体（以下「団体」という。）の活動をどのように評価するか、課題が残りました。そのような団体においては、その運営は各団体の自主性に委ねられているのが実態ではありますが、行政とのパートナーシップにより、必然的に行政の施策の意図にも沿った事業が行われており、団体も地域社会への説明責任を果たす必要があり、公費を支出している行政はその成果について検証を行う責任も生じているものと考えます。このようなことから、団体を含む公的機関全体の評価システムの確立について、今後検討していく必要があると考えます。

⑤自己評価の生かし方

第4次総合計画の中間点にあたる現在、アウトカム指標の成果に基づいた事業の達成度の自己評価を、今後の事業展開において生かされたい。

施策事業一覧表

	評価施策名	施策数	外部評価の実施履歴		H23	評価担当課名
			H21	H22		
1	多彩な交流活動の推進	5				総務課
2	町職員の資質向上					
3	平和意識の向上					
4	防犯対策の推進		○	●		
5	防災対策の推進		○	●		
6	自治会活動の推進	4	●	●		企画財政課
7	効率的な行財政運営				●	
8	広域行政の推進					
9	情報化の推進					
10	住民参加の機会の推進	2			●	広報行政課
11	開かれた町政の推進		○	●	●	
12	開かれた町政の推進(議会)	1			●	議会事務局
13	消防活動の推進	2				消防本部
14	救急・救助の推進		○	●		
15	人権意識の向上	5	○			社会福祉課
16	子育て支援の推進		○	●	●	
17	障害者福祉サービスの推進			●		
18	地域福祉の推進				●	
19	低所得者への支援					
20	健康づくりの推進	5				長寿健康課
21	保健・予防サービスの推進					
22	高齢者福祉サービスの推進		●	●		
23	家族介護者支援の推進					
24	高齢者活動支援の推進					
25	医療サービスの推進	1		●		国保医療課
26	環境保全の推進	2				環境保全課
27	循環型社会の推進		○		●	
28	町道等の整備・管理	3				建設整備課
29	河川の保全・管理					
30	交通安全の推進		○			
31	農業施策の推進	5	○	●	●	産業課
32	商工業施策の推進			●	●	
33	勤労者の支援					
34	地域交流の推進					
35	消費生活向上の推進					
36	計画的なまちづくりの推進	3		●		都市計画課
37	公共交通の推進				●	
38	公園・緑地の整備・管理		●			
39	上水道の整備・管理	1	○			水道課
40	下水道の整備・管理	1	●			下水道課
		40	14	12	10	計

※教育委員会の施策を除く。

施策評価シート（外部評価実施）

- ① 効率的な行財政運営
- ② 住民参加の機会の推進
- ③ 開かれた町政の推進
- ④ 開かれた町政の推進（議会）
- ⑤ 子育て支援の推進
- ⑥ 地域福祉の推進
- ⑦ 循環型社会の推進
- ⑧ 農業施策の推進
- ⑨ 商工業施策の推進
- ⑩ 公共交通の推進

施策評価シート(外部評価実施)

施策名: 効率的な行政運営

1. 施策の基礎情報		担当課	企画財政課			
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり				
	章	第2章 柔軟で効率的な行政運営と情報化を推進する				
	節	第1節 行政運営				
成果目的	質の高い行政サービスを提供するため、IT(情報技術)の有効活用やアウトソーシングを促進するとともに、近隣行政との広域連携などにより、行政コストの効率化を図ることで、持続可能な柔軟性のある行政運営を推進する。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	長引く景気低迷により、国・地方自治体においても、大変厳しい財政状況にあって、国において、三位一体改革をはじめ、歳入・歳出両面での一体的な改革が推進されていた。本町においても町税収入は、平成9年度をピークに長期の景気不況の影響により大きな減収が続くなか、高齢化の進行や住民ニーズの多様化・高度化などによって財政需要は大きく増加するなど行政を取り巻く環境はますます厳しくなってきた。また、住民の多様な行政需要に対応していくためには、限られた財源の有効活用を図り、安定した税収確保や受益者負担の適正化による財源確保を図るなどの健全な財政運営が急務となっていた。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	日本の景気動向は、平成20年の世界同時不況により著しく景気が悪化し、本町においても平成21年度決算における町税収入額が大幅に減収し、さらに、平成22年度決算においても平成21年度を下回るなど大変厳しい状況が続いている。本町の行政改革については、平成18年3月に策定した「第3次行政改革大綱及び集中改革プラン」により、職員定数の削減をはじめ、清掃業務のアウトソーシングや事務事業の見直しなどに取り組み、歳出削減を行ってきた。また、平成22年3月に「第4次行政改革大綱」を策定するなかで、引き続き、補助金・使用料等の見直しをはじめ、組織機構の再編に向けた行政改革の推進を行っている。一方、地方分権については、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、国と地方の関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと抜本的に転換するための方針が示され、今年5月には第1次地方分権一括法が施行され、「義務付け・枠付けの見直し」など、国の事務・権限が地方公共団体へと移譲されることとなった。そのような状況の下で本町は、当分の間は合併はしない自立した町づくりを目指すこととしており、自らの責任において社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体制強化を図っていくことが必要であることから、引き続き、行政改革を断行するなかで、持続可能な財政運営をめざしているところである。					
主な事務事業の取組内容	「第3次行政改革大綱及び集中改革プランの推進」・「第4次行政改革大綱の推進」・「広域化の推進」					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	類似団体平均値(H21決算)	H 21実績値	H 22計画値	H 22実績値	H 23計画値	H 27計画値
経常収支比率(経常経費充当一般財源/経常一般財源総額)×100※妥当値 町村:70%	89.2	93.4	93.0	95.1	95.0	85.0
※財政力指数(基準財政収入額/基準財政需要額)の過去3年間の平均値	0.61	1.293	1.200	1.216	1.133	-
公債費比率(10%を超えないことが望ましい)	%	6.5	6.5	7.0	7.0	7.0
債務残高(一般会計)*各年度末(債務負担行為含む)	千円	4,812,407	5,014,095	5,008,632	4,976,455	3,850,000
基金残高(一般会計)*各年度末	千円	3,264,382	2,872,501	3,172,576	2,722,647	2,300,000
3. 施策の事務事業費		(千円)				
平成 21 年度 決算額	11,417					
平成 22 年度 決算額	12,035					
平成 23 年度 予算額	13,793					
		※財政力指数が1を超える場合は普通交付税の不交付団体となる				
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。 また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。				
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。				
	今後発生が予測される課題	日本の景気動向は、今年に入り景気の持ち直し感の予測がだされていたが、東日本大震災の影響により、今後の景気回復に不透明感が増し、さらに、米国の債務超過問題などから米国の格付けが低下するなかで、世界的に急激な株安、円高が加速するなど、世界的な不況に陥る可能性がでており、日本の景気が今以上に悪化する恐れがある。このような大変厳しい状況にあることから、平成24年度以降においても、さらに町税が減収することが懸念される。また、自主財源である町税が減収することにより、経常収支比率が高まり、行政運営における自由度が著しく低下するとともに、高齢化の進展などによる扶助費の増加に伴う財源不足が急務の課題となってくる。一方、地方分権の推進が加速するなかで、事務権限委譲などによる事務の増加の対応など、小さな町村ではスケールメリットがなく、人員配置などに伴う財源確保が難しくなることが予測される。				
施策の方向性	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。				
	施策の方向性	町税の減収に歯止めをかけることは、町レベルで対応することは難しく、このような景気低迷が続くなかでは、歳入に見合った歳出に抑制していくことが必要となることから、行政評価などを活用するなかで事務事業の優先度を明確にするとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めていくこととする。また、中長期の財政見直しにより、住民生活に直接影響する住民サービスや中小企業のした支へに重点をおいた事務事業を優先するなかで、引き続き、行政改革において、行政組織の再編・強化や職員の定数削減などの検討するとともに、事務事業についても見直しを行っていく。				

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	指標や他市町村との比較から健全な財政状況にあることがわかり、効率的な行政運営に取り組むことができていると考えられるため、「B」評価は妥当である。 財政運営の見通しがさらに厳しくなると予想されている現在、施策名にある「効率性」について関連付けて説明できるように、指標等についてさらなる工夫に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	施策を構成する事業の1つである行政改革推進事業が適正に行われているかが、この施策の中で最も重要なところであるといえる。行政評価や総合計画の進捗管理等を行う中で、効率的な行政運営に概ね取り組むことができ、かつ「B」評価は妥当と考える。 設定した指標と各事務事業との関係について、つながりがわかりにくいため、もう少し丁寧に説明を加えたほうがよい。
その他意見等	今後税収が飛躍的に改善されることは考えにくい。歳入削減に加え歳入の安定化についても課題と認識し、施策の方向性を検討していく必要がある。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等 (千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 行政改革推進事業	任意自治	政策	効果的で持続可能な行政運営を行うため、第3次行政改革大綱の基本部分を引き継ぐため平成22年3月に「第4次行政改革大綱」を策定し、平成22年度から24年度までの3カ年を推進期間と位置づけ、行政の改革・改善を推進していく事業である。	0 (3,040)	0	B 6月に開催した「行政改革推進本部会議(第1回)」で23年度の取組みとして、①専門部会を設置し、行政組織の再編・強化と職員定数の見直し②人事評価制度の導入③中期財政計画の策定による事務事業の見直しの3つが了承されており、速やかに本計画を実践していくものとする。
② 行政評価制度推進事業	任意自治	政策	行政の事務事業の選択と集中による効率的な施策推進と職員の意識改革や事務の効率化を図るため、平成20年度の事務事業評価の導入に続き、平成23年度から施策評価についても導入を行う。	127 (5,827)	278	C 行政評価について、事務事業評価は昨年度と同様に全ての政策的事業と変更のある経常的事業を評価することとする。一方、施策評価については施策の単位を節へごと見直し、従来の101施策から40施策に大きく変更することで、成果目的ごとに施策評価シートを統一するなど、職員のアカウントビリティに対する自覚を促すように努めていく。
③ 総合計画推進事業	任意自治	経常	町政運営の基本となる総合計画を推進するため、その計画の実現に向けた計画の進捗管理を行うとともに、基本計画で示された施策について、財政措置等の対応も組み込み、3カ年を計画年次とした実施計画を毎年度策定し、事業実施後については毎年度実績調査を作成する。	0 (1,520)	0	C 今年度は、第7次として平成24年度から26年度までの実施計画を策定することとするが、厳しい行政運営の中で財源については、社会・経済情勢に大きく左右されるところが大きい。その動向を見極める中で財源確保と経常経費の削減に努め、実施計画の遂行についても調整等を図りながら、施策の実現に向けた計画にしていく。
④ 賦課徴収一般事務費	法定受託	経常	土地及び家屋の3年間の資産価格の変動に対応するため、土地については不動産鑑定評価等により評価額を適正な価格に見直し、家屋については国の基準等により評価額の見直しを行う。評価にあたっては、航空写真等を参考に現地・家屋評価を実施する。また、償却資産については、取得価格及び経過年数を考慮して評価額を決定する。土地、家屋、償却資産について、評価額をもとに課税台帳を作成し適正な賦課を行う。その他、住民税や国民健康保険税、軽自動車税の適正な課税を行うため、必要な事務処理を行う。	11,872 (31,784)	13,462	B 固定資産税(土地・家屋・償却資産)の適正な評価及び賦課を行う。また、住民税、国民健康保険税、軽自動車税についても適正な賦課に努める。
⑤ 税制啓発事業	任意自治	経常	税の仕組みや税制改正などを広く住民に理解していただくため、広報紙やホームページ等により周知・啓発を行う。	36 (796)	53	B 社会情勢が厳しい中、納税者に理解していただくよう、引き続き、広報紙やホームページによる啓発を行うとともに、その充実にも努める。また、次世代の納税者となる小・中学生についても税務署と連携しながら啓発に努める。
決算額・予算額 計				12,035 (42,967)	13,793	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・政策的、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直し、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策評価シート(外部評価実施)

施策名: 住民参加の機会の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	広報行政課			
総合計画上の位置付け	編	心がよようパートナーシップのまちづくり				
	章	第1章 みんなとともに協働と交流のあるまちをつくる				
	節	第2節 住民参加				
成果目的	住民の意思を政治に反映させるため、明るい選挙の啓発と投票環境の整備を図り投票率向上につなげる。また、平成22年5月18日施行の「日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)」による国民投票制度に備えるため、国民投票投票人名簿システムを構築する。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	本町の投票率は京都府下でも低く、特に20歳・30歳代の若年層の投票率アップが課題である。有権者が政治への関心を高め、積極的に投票に参加してもらうための啓発活動が必要である。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	政治に関心を高め、公正で明るい選挙を推進するために「久御山町明るい選挙推進協議会」を組織し、毎年度、事業計画を企画し、明るい選挙推進啓発活動に取り組んでいる。また、国民投票に備え、平成21・22年度の継続事業で「国民投票投票人名簿システム」の構築に取り組んでいる。					
主な事務事業の取組内容	<p>①明るい選挙推進協議会と連携して啓発活動を実施している。常時啓発事業では、明るい選挙啓発ポスター・同標語募集及び審査会の開催、町民文化祭での入賞作品展示・選挙啓発用品への活用、新成人への選挙啓発葉書の郵送、成人式での模擬投票実施、また宇治市・城陽市明るい選挙推進協議会と京都府選管との共催で府政を見る会(府議会傍聴等)と白バラ研修会を行っている。選挙時啓発事業では、明るい選挙推進協議会委員による街頭啓発活動を実施し、投票参加の呼び掛けを行っている。</p> <p>②憲法改正国民投票法による国民投票制度に備え、国民投票投票人名簿調製システム構築(投票所入場券、投票人名簿の調製等)を平成21・22年度の継続事業で実施した。全体経費は4,032千円で、100%国庫補助で実施した。</p>					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
明るい選挙啓発ポスター応募数	点	66	80	84	90	100
明るい選挙啓発標語応募数	点	379	300	260	280	350
府政を見る会参加者(宇・城・久共同事業)	人	9	10	12	15	15
白バラ研修会(宇・城・久共同事業)	人	8	10	—	15	15
衆議院議員総選挙(京都府第6区小選挙区)の投票率 *H21.8.30執行	%	67.41	—	—	—	70.0
参議院議員通常選挙(京都府選挙区)の投票率 *H22.7.11執行	%	—	58.00	54.25	—	60.0
京都府知事選挙の投票率 *H22.4.11執行	%	—	45.00	42.38	—	50.0
京都府議会議員選挙の投票率 *H23.4.10執行	%	—	—	—	45.0	50.0
久御山町長選挙の投票率 *H24.8.27任期満了	%	—	—	—	—	60.0
久御山町議会議員一般選挙の投票率 *H23.4.24執行	%	—	—	—	58.0	60.0
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 21 年度 決算額	2,751	* 選挙執行経費は含まない。				
平成 22 年度 決算額	1,530					
平成 23 年度 予算額	158					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。				
	選挙啓発推進事業では、明るい選挙啓発ポスター応募数は増加しているが、標語応募数は前年度実績値より減少している。しかし毎年度、合わせて400点前後の応募があり概ね定着している。一方、宇・城・久共同事業では、積極的に参加する人が少ない。国民投票投票人名簿システム構築事業では、構築業務を民間業者に委託して平成21、22年度の2か年の継続事業で実施した。平成21年度にシステムを構築、平成22年度に動作確認作業を行いシステム構築を完了した。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。				
	選挙啓発推進事業では、明るい選挙啓発ポスター・同標語の募集は、今後も続けたい。宇・城・久共同事業の取り組みは、町独自の取り組みは難しく、今後も共同事業として続けていきたい。					
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。				
	明るい選挙推進活動の母体である「明るい選挙推進協議会」の事業企画・運営は、事務局主体であり、委員の自主的な活動につなげられていない。また、委員は各種団体から推薦を得た人に委嘱しているが、若年層の委員が少なく、若年層の政治意識の把握に欠ける面がある。					
施策の方向性	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。				
	近隣市町と交流を深め、学ぶ機会を多く持ち、先進事例を積極的に取り入れていきたい。委員の活性化を図るために若年層の委員確保に公募制導入を検討したい。					

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	国民投票投票人名簿システムの構築は完了しており、達成できたといえるが、啓発活動や投票環境の整備の面ではまだまだ工夫の余地があるため、両者を合わせることで「B」評価を妥当とする。 投票率は政治への関心を測るバロメーターではあるが、様々な要素により影響を受けるものであり、行政側の仕事としてその向上を図ることは馴染まず、指標にはならないと考える。住民参加の機会の促進という施策の指標としては、投票所の設置など投票機会を拡充する視点で指標を設定されることが望ましいと考える。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	住民参加の機会というのはもっと色々な形であるべきものであるが、成果目的が選挙に限定されていることから、構成事務事業も選挙関係に限定されており、「B」評価は妥当である。 国民投票投票人名簿システムの構築事業について、システム完成に関する記載がもっとあってもよかった。
その他意見等	選挙管理委員会としての指標の設定に工夫の余地がある。選挙人の投票機会の充実度合に着眼するなど、投票率以外の指標の設定について工夫・研究の必要がある。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度		平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 選挙啓発推進事業	任意自治	経常	明るい選挙推進協議会を母体に啓発活動を行う。常時啓発では、明るい選挙啓発ポスター・同標語の募集を行い、入賞作品は選挙時の啓発用品等に活用する。また、選挙啓発葉書の郵送、成人式での模擬投票実施、宇治市・城陽市明るい選挙推進協議会と京都府選挙との共催で府政を見る会と白バラ研修会を実施する。選挙時啓発事業では、明るい選挙推進協議会委員による街頭啓発活動を実施し、投票参加の呼び掛けを行う。	118 (1,866)	158	B	啓発ポスター・標語の募集及び20歳の有権者に投票参加を呼び掛ける選挙啓発葉書の郵送、模擬投票を実施し、若年層の政治への関心を高める。 4月の統一地方選挙では、啓発用品等に前年度の入賞作品を活用した。
② 国民投票投票人名簿システム構築事業	法定受託	経常	憲法改正国民投票法による国民投票制度に備え、投票人名簿システムを構築する。	1,412 (2,020)	0	F	平成22年度で、システム構築を終了した。
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計				1,530 (3,886)	158		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 開かれた町政の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	広報行政課			
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり				
	章	第1章 みんなとともに協働と交流のあるまちをつくる				
	節	第2節 住民参加				
成果目的	住民の誰もがまちづくりに参画し、住民主体の開かれた町政を推進するため、まちづくりに関する総合的な情報を提供するとともに、広聴機会の充実を図る。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	地方分権の急速な進展に伴い、それぞれの自治体において、これまでのような行政主導によるまちづくりから、住民参加や情報公開、行政の透明性の確保等を一層推進し、住民と行政が連携・協力し合い、自立した地域づくりを進めていくことが求められている。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	地方分権の進展については、平成21年12月に「地方分権改革推進計画」が閣議決定され、これまでの国と地方のありかたそのものの仕組みを大きく変え、地域のことは地域に住む住民が責任を持つことによって活気に満ちた地域社会を創ることを理念とした内容での大枠が決まられ、地方自治体において「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」等ができるように法整備が進められることになる。そのことから、今後の地方自治体運営においては、地域主権(住民による地域づくり)に重点をおいた行政運営を行っていく必要性が大きくなってきている。					
主な事務事業の取組内容	本町の総合的な情報等を住民に提供する広報事業では、広報くみやま・町政PR誌「ほほえみ紀行」の発行、町民カレンダーの発行、町ホームページの運営、エフエム宇治への放送委託、出前講座の実施、情報コーナーの設置があり、広聴事業では、町政モニター制度・住民懇談会・町政を見る会・エコーラインがある。					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
①広報くみやま配布割合(配布数/世帯数+事業所数)	%	81.5	100	83.1	100	100
②町ホームページのアクセス件数(1カ月当たり) *年間210,688	件	16,100	17,000	17,600	21,000	22,000
③出前講座の参加者(受講者)	人	860	800	1,192	900	1,200
④町政モニター応募者数	人	99	100	86	100	100
⑤住民懇談会の参加者数	人	-	30	15	35	60
⑥エコーライン件数	件	44	40	26	35	5
⑦町統計書(ミニ統計書)の作成部数 *21年度は「町統計書」	冊	300	500	500	500	300
3. 施策の事務事業費		(千円)				
平成 21 年度 決算額	20,789					
平成 22 年度 決算額	15,394					
平成 23 年度 予算額	19,348					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 前年度評価について、広報事業では、①広報紙等の配布は、新聞折り込みと新聞未購読者にはシルバー人材センターに委託して配布している。配布対象(世帯+事業所)に対する配布割合は、平成22年度実績値は83.1%であるが、町ホームページでの配信も含めて広報紙が届かない場合の対応もっており広報紙は概ね世帯等に届いている。②町ホームページは、平成21年度に全面リニューアルを行ない、アクセス件数は月平均16,100件(21年度)から同17,600件(22年度)と1,500件増加しており、今後も町内外への情報発信媒体として活用に努めたい。③出前講座は講座メニュー60項目のうち、応急手当、防火講演、ごみの分別・出し方、食育推進の希望が多い。参加人数も増加傾向にあり、町政の理解・PRに役立っている。 一方、広聴事業では、④住民の意見を聴く町政モニター制度の応募者数は平成22年度は減少したが、定員の100人に概ね近い状況である。モニターには、毎年異なる人を委嘱しており、平成20年度から同27年度までに延べ800人、対象人数(平成17年国調人口16,610人)の約5%の住民に意見を聴くことになる。⑤町の施策等をテーマに、住民と町長が親しく対話して意見を聴く住民懇談会事業は、平成21年度は応募者が少なく実施できなかったが、平成22年度は町政を見る会と併せてまちの駅「クロスビークみやま」で実施し15人の参加があった。⑥町政に対する意見・要望や地域の話題などを寄せていただくエコーラインは、意見や要望の内容が多いが、平成22年度の件数は26件で、前年度より18件減少しており、これに対する評価は二分されるところである。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 広報事業では、広報紙の配布方法は概ね妥当と思うが、実績値をみると開きがあり、配布方法の見直しを検討し、平成23年度にポスティングによる配布を導入したい。町ホームページはリニューアル後、アクセス件数は増加しているが、さらに内容の充実、更新頻度を増やして情報発信に努めたい。③出前講座は、申込者の事後のアンケート調査でも、概ね好評を得ておりさらに周知に努めたい。広聴事業では、④町の施策等についてアンケート調査(年3回・報酬有)を行ない住民の意見を聴く町政モニター制度は、毎回の回答率は90%を超えており、開かれた町政推進に欠かせない。⑤住民懇談会は、内容と開催方法の見直しが必要である。⑥住民の意見を寄せていただくエコーラインは、年2回広報紙に用紙を挟み込んで行なう方法と公共施設15か所にエコーポストを設置して意見を投函していただく方法があり、広報紙面で回答することにより広く住民に町の考えを知っていただく手法として有効である。以上、広報、広聴の個々の事務事業に見直しの余地はあるものの、全体的には成果目的を達成するうえで概ね妥当な構成となっている。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 活字離れが進むなか、紙媒体での情報提供が主である現在の広報紙のあり方や、インターネットが普及している現在の社会情勢のなかで電子媒体の有効な活用方法や、情報を提供するために今ある手法のどの媒体を活用すれば効果があるかなど、今後の行政広報のあり方について検討していく必要がある。また、新たな財源確保のために広報紙や町ホームページに有料広告を募集しているが、応募件数は少ない。広聴においては、吸い上げた意見を事務事業に反映したのしなかったのかを検証する手立が必要である。				
	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 アクセシビリティ(探しやすさ)やユーザビリティ(使いやすさ)に配慮した新ホームページの立ち上げにより、電子媒体による広報等の情報提供を住民にとってより身近なものにしていく。また、町民カレンダーに行政情報を一括掲載することで、住民への利便性を図っていく。有料広告募集について、町ホームページのバナー広告はダイレクトメールの発送、事業所訪問など積極的な取り組みを図りたい。広聴については、住民が参加しやすい時期や内容などをさらに研究・検証を行い広聴機会の充実を図る。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	広報・広聴活動については、相談業務や住民懇談会などこれまでからのベーシックな事業に加え、ホームページのリニューアル、パンナー広告の募集、広報紙のポスティングの検討など時代のニーズに合った事業の形態を積極的に採用・検討するなど、熱心に取り組まれている。広報紙のメールによる配信や欲しい情報をすぐに入手できるホームページ構成の研究など、まだ工夫の余地があるため「B」評価は妥当である。ホームページ閲覧画面から、閲覧者が町に対し意見を伝えることができることについて、説明があったほうがよかった。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	広報・広聴活動とも複数の事業構成で実施されており、それぞれ一定成果が出ていることから、「B」評価が妥当である。住民懇談会については、事業の性格上廃止されるべきものではないものの、その持ち方について、工夫の余地があると考ええる。
その他意見等	行政の広報・広聴活動に対する努力は大きい評価するものの、広報の活動、手法については年々技術的な進歩があるため、立ち止まることなくさらなる改善に努めてもらいたい。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度		
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 広報事業	任意自治	政策	行政情報やまちの話題など、住民と行政とのパイプ役として月2回広報紙を発行する。町民カレンダーの発行、町政モニター事業、ホームページ、町政を見る会等	10,335 (17,631)	13,785	B	広報紙等の配布を新聞折込からポスティングに変更し、配布漏れの減少を図る。親しまれ利用される町民カレンダーの体裁・内容の見直しを行う。
② 町政PR誌発行事業	任意自治	政策	町の主な施策を詳しく紹介するとともに町内外へ広く久御山町の魅力をPRする冊子を発行する。	697 (2,293)	1,059	B	タイムリーな話題を取り上げ、町内外に久御山町の魅力をPRする(年1回発行)。
③ 情報コーナー設置事業	任意自治	経常	広く住民が、いつでも簡単に各種行政情報が得られるように役場1階に情報コーナーを設ける。	0 (608)	0	B	行政情報の収集と、より利用しやすい環境の整備に努める。
④ コミュニティ放送委託事業	任意自治	経常	エフエム宇治放送の運営に参画し、町の話題や災害などの緊急時に情報を発信する手段として、広報活動の充実を図る。	3,802 (4,410)	3,776	B	町の情報発信の一つとして、また災害時の迅速な情報提供を行うため、運営に参画する。
⑤ 出前講座事業	任意自治	政策	住民や各種団体等の要請に応じて職員を派遣し、町政に関する理解を深めるため実施する。	0 (912)	0	B	時勢にあった講座メニューの充実にも努め、職員が町の仕事や施策を分かりやすく説明し、住民理解をしていただく。
⑥ 住民懇談会事業	任意自治	政策	町の主要な施策をテーマに町長と住民が親しく話す場を設け、住民の意見を町政に反映するために実施する。	4 (916)	29	C	集会の場へ外向く、施設見学等の後に懇談するなど、開催方法の見直しを図る。
⑦ 広聴事業	任意自治	政策	開かれた行政の推進のため、公募等によるモニターにより、意見を聴き、町政の推進に役立てる。	478 (1,846)	592	B	町政モニター制度・エコーラインを活用して、住民の意見を町政に反映できるようにする。
⑧ 行政相談事業	義務自治	経常	国の行政等の業務についての相談に応じ苦情、要望などを関係行政機関に通知する。人権擁護相談と合同で、毎月1回開催。行政相談委員は2人で、任期は2年。	12 (392)	12	B	人権擁護相談と合同で今後も毎月1回開催する。
⑨ 無料法律相談事業	任意自治	経常	平成20年度から社会福祉協議会実施の無料法律相談に統合した。	0 (0)	0	F	社会福祉協議会で実施。
⑩ 統計情報提供事業	任意自治	経常	町の各種統計資料を集録した「町統計書」を5年毎に、その間の年に「町ミニ統計書」を発行し、統計情報を住民等に提供する。(ミニ統計書は無償提供)	66 (1,054)	95	B	ミニ統計書を作成し、統計情報の提供に努める。
決算額・予算額 計				15,394 (30,062)	19,348		

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的・経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同レベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが見直し、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 開かれた町政の推進（議会）

1. 施策の基礎情報		担当課	議会事務局			
総合計画上の位置付け	編	心がかようパートナーシップのまちづくり				
	章	第1章 みんなとともに協働と交流のあるまちをつくる				
	節	第2節 住民参加				
成果目的	住民が議会活動に関心を持ち、本会議の傍聴や地域懇談会に参加するように、開かれた議会を目指し、議会の活性化を図る。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	近年の議会議員選挙では、平成15年が無投票、19年が無投票阻止のための立候補者1人が落選となり、実質は無投票のような選挙が続いた。また、23年の選挙は投票率が60%を下回り、住民の議会への関心の低さが表れている。これまで議会活動を広く住民に知っていただく手段としては、「議会だより」の他は、議員活動が主であった。個人の議員活動の充実は無駄なこと、議会として、いかに議会活動を伝え、住民参加を得るか、制度面から対応が必要である。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	本年2月に本町議会基本条例を策定し、議会の活動原則の一つとして、住民に対し、開かれた議会と住民参加を軸に進めるとした。6月議会においては、議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例の実践と議会活性化の推進に取り組んでいる。					
主な事務事業の取組内容	①議会広報事業として議会だよりを年4回発行すると共に、ホームページの充実を図る。②議員研修事業として常任委員会など各委員会から先進地の視察研修を実施する。③議員公務調査支援事業として公務調査費を支給する。					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
議会だより配布数	件	27,000	29,200	27,200	33,600	33,600
議会本会議における傍聴者数	人	45	—	76	80	100
議会地域懇談会参加者数	人	—	—	12	30	45
3. 施策の事務事業費				(千円)		
平成 21 年度 決算額	4,999					
平成 22 年度 決算額	4,362					
平成 23 年度 予算額	6,034					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。				
開かれた議会、住民参加を達成するためには、施策の指標にあるように、本会議における傍聴者数と地域懇談会参加者数を高めるほか、ホームページを活用した事業を新たに指標に加えるなどしていく必要がある。						
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。					
議会改革に取り組むに際して、議会アンケート調査を実施した。(H22.5) アンケートの調査手法も検討の余地はあるが、回答率の低さが見られた。回答率そのものが住民の議会への関心を表しており、今後継続して実施することにより、住民の意識の変化や議会活性化の住民への浸透の度合いを知ることができる。						
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。					
議会は住民に対し、説明責任を果たすために議会独自のホームページを立ち上げ、議事録を掲載するとともに本会議の生中継や録画の配信など広報の充実を努める。 住民の議会への直接参加の機会となる議会地域懇談会実施事業を、次年度から事務事業に加える。						

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である		
	議員活動とそれをサポートする議会事務局の総合的な評価としては、「A」評価は妥当である。しかしながら、本来議員活動自体は行政が評価する対象とはならず、議会事務局がその役割として行うべき議員活動へのサポート事業が評価の対象となるものとする。今後は、議会事務局の活動に特化した評価となるよう工夫されたい。		
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である		
	開かれた議会のあり方に関して、議事録のホームページへの公開や議会案内板の設置など取組にまだまだ工夫の余地があるため、「B」評価は妥当である。住民が情報を広く知ることができるような工夫が必要であり、施策の方向性にに基づき実行されることを期待する。		
その他意見等	(特に意見なし)		

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 議会広報事業	任意自治	経常	議会活動や行政情報を広く住民に理解してもらうため、「議会だより」を年4回発行し、合わせてホームページへの掲載を行う。	1,782 (6,722)	2,596	A 広報特別委員会において議員自らが主体的に広報紙の編集に取り組む。また同様にHPの充実を図る。
② 議員研修事業	任意自治	経常	議員の見識の向上や活発な議会活動を行うため、常任委員会、議会運営・広報特別委員会の視察研修を実施する。	1,705 (2,845)	2,598	B 議員の見識の向上や活発な議会活動を行うためにも視察は必要である。本町住民のニーズ把握を十分行い、視察先を選定する。
③ 議員政務調査支援事業	任意自治	経常	議員の調査研究の活動を支援するため、調査研究に必要な経費の一部として政務調査費を支給する。	876 (1,256)	840	B 政務調査のための費用支出は、議員活動を保証することであり、議会活性化の効果は大きい。昨年度と同様に実施する。
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				4,363 (10,823)	6,034	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
 A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

施策名： 子育て支援の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会福祉課
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり	
	章	第2章 安心して子どもを生き育てることができるまちをつくる	
	節	第1節 子育て支援	
成果目的	住民が、安心して子供を産み、育てることができるまちをつくる。同時に、住民が、子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行う。		
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
総合計画策定時の課題	子育て支援の拠点がなく、核となる施設づくりが必要であった。また、地域で支える仕組みも乏しく、子育て家庭にとっての相談窓口も整備が遅れていた。 働きながら子育てができるような環境を整備し、子育て負担の軽減を図る必要があった。		
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成20年度に「子育て支援センター」がオープンし、子育て支援の拠点整備が一定完了した。 平成23年度から5年間の子育て支援を推進する計画として「久御山町次世代育成支援後期行動計画」を策定した。 平成22年4月に児童手当に代わって、子ども手当が創設された。しかし、平成23年10月以降の支給については、まだ未定である。 また、児童扶養手当は、平成22年8月に父子家庭にも拡大され、ひとり親家庭全体が対象となった。		
主な事務事業の取組内容	①子育て支援センター事業 ②児童虐待対策事業 ③子育て支援医療費助成事業		

2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
子育て支援センター利用人数	人	11,836	12,000	10,288	12,000	12,000
ファミリーサポート事業利用件数	件	150	150	25	150	150
子育て支援センター育児相談等件数	件	142	140	115	120	120

3. 施策の事務事業費 (千円)	
平成 21 年度 決算額	212,137
平成 22 年度 決算額	357,018
平成 23 年度 予算額	458,183

4. 施策の評価			
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 子育ての拠点として整備した子育て支援センターは、多数の利用者でにぎわい、親子で参加するベビーマッサージ等の事業も盛況である。指標で取り上げたセンター利用人数については、前年に比べ減少はしているが、ほぼ横ばいの状態であり、安定した利用がされていると考えている。 子ども手当については、今後、どのように変化するか未定であるが、法に基づいて施策を行っている。また、子育て家庭に対して、町独自の医療費の支援を行い医療費の軽減を図っている。 ファミリーサポートの利用も大幅に減少し、計画値に比べると大きく下回っている。しかし、ファミリーサポートの利用は、1利用者が他市町への転出による減であった。 総合的にみて、子育ての拠点整備の完了と安定した運営、相談事業などの展開、児童虐待対策や子育て医療の充実などを考慮すると、他市町に劣る施策とは考えられないため「B」評価とする。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 子育て支援の推進という施策の事務事業の中で、幼稚園・保育所の運営、一時保育事業や病後児保育事業、留守家庭児童育成事業や住民負担軽減の施策など大きなウエイトを占める事業に係る施策評価は、別途、教育委員会で実施されているため「子育て支援の推進」としての本件施策評価の対象事務事業の構成としては不十分であり、見直しの必要があると考える。 たとえば、施策の分類を、子どもの年代別や支援の目的別に分類するなど少し細かくし、評価ができるよう工夫をしたほうが良いのではないかと考える。	

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 児童虐待ケースの増加 平成23年度に入り、ファミリーサポートの利用希望の増加による「任せて会員(預かる人)」の不足
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 児童虐待対策については、要保護児童対策地域推進協議会の実務者会議、ケース会議の開催回数を増やし、情報を共有しながら対処していく。また、地域の情報を速やかに把握し、適切な対応を行う。 ファミリーサポート事業の実施においては、「任せて会員」を広報等で募集するとともに、ホームページ等でも協力を依頼していくことで、会員を増やし、支援活動の輪を拡大していきたい。

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 - 』が妥当である 福祉の側面から実施している子育て支援としては、子育てする親へのサポート体制の整備が中心となっているが、子育て支援センターの利用者数や相談件数も多く、一定の成果があがっていると思われるため、「B」評価は妥当と考える。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である ※注 以下のコメントを参照されたい。 () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 - 』が妥当である 本事業は、自己評価にあるとおり、教育委員会事業と総合的に評価する必要があるため、本部署のみの子育て支援という施策に対する事業の構成を、適正に評価することは難しい。 教育委員会の実施事業を含め、町の総合的な子育て支援施策を評価する必要がある。
その他意見等	(特に意見なし)

(参 考)

				(千円)		
事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 子育て支援推進事業	任意自治	政策	町次世代育成支援後期行動計画の進捗管理のため、委員会による検証を行う。	21 (1,313)	216	C 町少子化対策懇談会の再編 チャイルドシート助成事業 廃止
② 子育て支援センター事業	任意自治	政策	子育て家庭を支援するため設置した子育て支援センターを中心に、毎週1回のみらくサロン事業や中高生・大学生・高齢者との交流会、保健センターで月2回ひらく親子サロン事業などを実施している。また、来館者の子育ての相談に応じたり、家庭の悩みを聞いたり等、支援を行っている。ファミリーサポートセンター事業のじっしとしても機能している。日曜・月曜 閉館	7,031 (18,013)	8,535	A 月1回 日曜日の開館を実施し、利用状況をみながら利用状況を調査する。
③ 子育て支援センター施設維持管理事業	任意自治	経常	子育て支援センターの維持管理費用を計上 ・平成22年度は、補助事業に伴うAED・絵本、絵本棚などの備品購入、引き戸やトイレドアの修繕などを行った。	2,323 (4,223)	1,786	B 子育て支援センターを安全に運営するために、施設の維持管理に努める。
④ 児童虐待等対策事業	任意自治	政策	児童虐待の早期発見、対応対応を図るために設置した要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との連絡調整・情報共有をおこなう。平成22年度は、委員の2年の任期が満了し、委嘱・代表者会議を行った。また、個々の虐待の対応を協議する個別ケース会議を、5回程度行った。また、要保護家庭への看護師訪問による相談事業を実施している。	136 (3,522)	456	B 引き続き「久御山町要保護児童対策地域協議会」を運営し、関係機関との連携強化を図る。 また、複雑化している児童虐待の早期発見、迅速・的確な対応のため、民生児童委員、保育所、幼稚園、子育て支援センターなどからの情報収集に努め、必要に応じて、ケース会議を開催する。同時に、児童相談指導員を配置し、相談体制の充実を図る。
⑤ 子ども手当支給事業	法定受託	経常	子育て家庭の生活安定と、子どもの健全な育成を図るために、平成22年4月から平成23年3月までの間、子ども1人につき中学卒業まで13,000円/月を給付する	302,172 (306,276)	394,870	B 当初予算では、3歳未満を20,000円に増額する額を含めて予算化している。(9月補正で減額予定)
⑥ 子育て支援医療費助成事業	任意自治	政策	子どもの健康増進と保護者の経済的負担軽減のため、乳幼児から中学校就学前までの児童に対し、医療費の自己負担額の一部を助成する。対象児童数1,821人(H21 1,822人)	45,335 (47,235)	52,320	B 子育て時の経済的負担の軽減を図るため、町独自で助成拡充をするともに、京都府に対しても補助の拡充を要望していく。
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				357,018 (380,582)	458,183	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>
法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>
政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的・経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>
 事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>
新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 地域福祉の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会福祉課
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり	
	章	第4章 ともに支え合う福祉のまちをつくる	
	節	第1節 地域福祉	
成果目的	高齢者や障害者を地域で支えあう環境を整備するため、地域福祉活動の充実や人材の育成を行うとともに、住民の福祉に対する意識を醸成し、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。		
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
総合計画策定時の課題	地域福祉計画が策定されておらず、障害者基本計画、高齢福祉計画等の計画に基づき、それぞれ福祉施策を展開していた。また、社会福祉協議会やボランティア団体、民生児童委員協議会などの連携、協力体制も、それぞれ個々の活動が主であった。		
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成22年度に地域福祉計画及び地域福祉活動計画が策定され、今後の活動の指針となる計画を策定できた。平成22年12月の民生委員の一斉改選に伴い、民生児童委員が1名増員となった。		
主な事務事業の取組内容	①地域福祉計画の策定事業 ②民生児童委員活動支援事業 ③社会福祉協議会運営支援事業 ④社会福祉団体活動支援事業		

2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
社会福祉団体活動補助	件	7	7	6	6	5
火災報知器貸与件数	件	53	55	51	56	60
民生児童委員年間相談活動件数	件	1,294	1,300	1,005	1,200	1,300

3. 施策の事務事業費		(千円)
平成 21 年度 決算額		36,475
平成 22 年度 決算額		42,899
平成 23 年度 予算額		42,544

4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 地域福祉の推進については、最近、民生児童委員の活動や社会福祉協議会によるネットワークの整備により、地域の情報が行政につながるようになってきた。特に22年度においては、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定が完了した点が大きく評価できる。また、社会福祉団体への補助事業は、会の運営活動に対する十分な支援を行っていると考えている。地域福祉推進の大きな担い手である民生児童委員を取り巻く環境は年々厳しくなっている中で、住民の相談支援活動もおおむね活発に行われていると考え、B評価とする。 なお、ここでは社会福祉協議会が法人として独立した組織であるため、地域福祉の中心的役割を果たす社協の実施する事業については評価対象としないが、社会福祉協議会への運営補助は、その事業を支えるための大きな役割を果たしていると考え、また、今後、地域福祉計画の進捗管理を開始するにあたり、指標の変更も必要と考えている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定完了、各団体への補助金も有効に働いていると考える。また、事業の構成についてもおおむね妥当だと考える。				

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 地域福祉計画の進捗管理や施策の各部課間での調整
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 関係機関の連携や各部課での調整を行い施策を実施していく。

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 C 』が妥当である	地域福祉計画の策定が完了し、地域福祉活動における行政、社会福祉団体、地域住民の役割が整理されたことに加え、各種の地域福祉活動に対する支援が行われており、「B」評価が妥当と考える。
	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 C 』が妥当である	成果目的を達成するため多岐にわたる事業を展開できていると考えるが、地域福祉活動の中心的役割を果たす社会福祉協議会について説明が不足しているため、施策の全体が見えにくくなっている。どこがどういった評価するのかといった議論はあるが、行政の視点で評価を行うことに検討の余地があると思われるため、評価としては「C」とすることが妥当と考える。
その他意見等	評価シートは、住民に公表する前提のものであるため、その記載内容については誰が読んでもご理解いただけるよう、丁寧な説明に努められたい。	

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 地域福祉計画策定事業	任意自治	政策	地域福祉計画は、市町村が策定する住民、行政、社会福祉協議会の活動の指針となる計画であり、社会福祉協議会に委託し策定した。	3,000 (4,596)	0	F 策定が完了し、今後は計画の進捗管理が必要となる。
② 民生児童委員活動支援事業	義務自治	経常	厚生労働大臣の委嘱を受け、地域で活動する民生児童委員の活動を支援するためその協議会に補助する。 平成22年12月の改選に伴い民生児童委員 38人主任児童委員 3人の計41人になる(1名増)	4,361 (6,641)	4,283	B 民生児童委員が地域の見守り等に果たす役割は大変大きく、その活動を支援することは重要であると考え例年通りの補助を行う。
③ 社会福祉協議会運営支援事業	任意自治	経常	地域住民の福祉を推進するため、久御山町社会福祉協議会の事業に対して補助する。	34,630 36,226	36,728	B これまで、高齢者や障害者の公的な福祉サービスは法整備によって徐々に充実されてきている。そして今、公的サービスだけでは対応しきれない地域住民の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉が必要とされている。社会福祉法によりその推進を図るため、事業を実施している中核団体が社会福祉協議会であり、継続的な運営支援が必要であると考え。
④ 火災警報器具貸与事業	任意自治	経常	重度心身障害者や寝たきり・ひとり暮らしの高齢者等を火災から守るため、火災警報器具を貸与する。また、定期点検および電池交換を行う。	50 (506)	84	C 消防法の改正により設置が義務付けられ、高齢者の安全を守るために今後も取り組んでいく必要がある。設置については、専門的な知識が必要である上に設置する場所によっては、転落する危険性があることから業者への委託を検討する。
⑤ 社会福祉団体活動支援事業	任意自治	経常	住民が結成した社会福祉活動を目的とする任意団体に活動費を補助し、その活動を支援する。障害者団体、母子寡婦会等5団体の他に、個々の活動に応じて交付するサマースクール実行委員会補助、サロン活動補助金を交付している。	858 (2,074)	1,054	B 各団体への補助については、活動状況に応じて見直しをおこない、適正な補助となるように検討している。また、活用されていない補助金については、廃止を含めた検討を加える。
⑥ 成年後見申立及び制度利用支援事業	法定受託	経常	判断能力が十分でない人たちの支援するため、高齢者、知的障害者及び精神障害者で申立てを行う配偶者ならびに親族がいない人の親族に代わり、町長が申立人となり、成年後見の申立てを行う。また、町長が申立人になった利用者のうち、自分で必要となる費用を負担することが困難な者に対して助成する。	0 (532)	395	C 本人を法律的に保護し、支えるための制度である。町としては、住民に対して制度の内容について、より一層の周知を行う必要があり、その方法について検討する。
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				42,899 (50,575)	42,544	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同レベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直すが、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策評価シート(外部評価実施)

施策名: 循環型社会の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	環境保全課
総合計画上の位置付け	編 第6編 自然と人がともに生きる安全で安心な暮らしの基盤づくり 章 第1章 環境にやさしいまちをつくる 節 第2節 循環型社会		
成果目的	住民や事業者自らが意識的に環境に配慮した生活や経営を行いながら、将来にわたって持続可能な経済活動ができる社会「循環型社会」の形成を図る。住民、企業、行政が一体となった取組推進により、ごみの発生抑制及び再利用、再資源化など環境負荷の少ない循環型社会の構築を図る。また地球温暖化防止に貢献するための低炭素社会の実現へ向けて、温室効果ガスの発生を抑制した久御山セービング(節約)プランの実践に努める。		
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
総合計画策定時の課題	温暖化防止やごみ減量の活動を推進、継続させるためには、住民等が意識的、組織的に取り組むことが重要であり、そのための有効な仕組みづくりが課題となっている。本町では、ごみの減量化や再資源化の推進を目指すほか、地球温暖化防止に向けた取り組みを実施している。今後も引き続き循環型社会の実現に向けた一般廃棄物処理体制の充実や自然エネルギーの利用促進等に努める必要がある。		
現在までの社会情勢・法制度の変化	地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中で、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、平成17年には「京都議定書」の発効によりCO ₂ 削減に向けた世界的な取り組みが進められ、一方持続可能な資源循環型社会の構築に向け環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの変更が求められている。特に廃棄物処理対策についてはごみの発生抑制や再利用、再資源化など行政、住民、事業者がそれぞれの役割を果たすことが必要となる。		
主な事務事業の取組内容	住民向け学習会の開催、ふるさとフェアへの出展、久御山セービングプラン取組の点検評価、同プランの取組結果の広報掲載、職員研修の実施、環境教材の配布、温暖化防止活動啓発品の貸出、家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助、再生資源集団回収事業補助		

2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
再生資源集団回収事業回収量	t	507	600	528	562	600
再生資源集団回収事業補助団体数	団体	42	40	41	41	45
廃食用油回収事業回収量	L	3015	3,250	3,200	3,250	3,250
住民1人、1日当たりのごみ排出量	g	715	717	696	689	650
公共施設における温室効果ガス排出量	t-CO ₂	2,048	2,195	2,187	2,195	2,195

3. 施策の事務事業費 (千円)	
平成 21 年度 決算額	257,839
平成 22 年度 決算額	235,826
平成 23 年度 予算額	224,292

4. 施策の評価			
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 平成22年度の実績では、再生資源集団回収事業補助団体が計画を上回り、回収量も平成21年度を上回った。一方、廃食用油回収事業では前年度同様の自治会が実施するに留まり、自治会数を増やすことができなかったが、回収量は増加したため住民には回収事業の認識が定着しつつある。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 再生資源集団回収事業及び廃食用油回収実施では、再生利用が推進される一方で、ごみ処理費用の抑制にも大きく寄与する。自然と人の共生や環境に対する負荷の抑制など、自然を守り環境を大切にす地域社会を創るために地球環境の保全やリサイクルの推進、ごみ減量化などの施策を進める事務事業としての構成・内容としては妥当であるとする。	

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 世界的な温暖化対策としてわが国が調印した「京都議定書」の実効性が求められている。東日本大震災の影響を受けて、省エネルギー、特に節電に対する関心が高まっている。また、ごみ問題では、新たな最終処分地の計画が立たない現状であり、抜本的なごみ減量が急務の課題となっている。「京都議定書」の後のさらなる温暖化対策について各国で議論される中、わが国では2020年までに1990年比で25%削減する目標を掲げた。「京都議定書」では、わが国の削減目標が6%であったことを鑑みると、現在の温暖化対策をさらに徹底すると同時に、東日本大震災の影響を受けて更なる社会的制約が設けられることが予想される。 現在、ごみの最終処分の受け皿となっている大阪湾フェニックス事業では、新たな処分場計画が難航、半ば頓挫している情勢であり、さらなる行政負担が求められることが予想される。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 地球温暖化防止対策を進める上で、職員意識の向上については、KES推進整備事業と久御山セービング(節約)プランが協働して進めていくことが不可欠である。また、住民や事業者に対して啓発にも力を入れていく必要がある。 新たなごみの最終処分地の確保が難しい状況の中、現在稼働中の最終処分場の延命策が求められる。その一環としてごみ減量目的の有料化についての議論を深めていく必要がある。

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します	
成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である 成果目的の達成度は「B」評価とする。 ただし、指標については、再生資源集団回収事業補助団体数ではなく、循環型社会の推進に関連する別途の指標を添付されたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 B 』が妥当である 事業そのものを熱心に取り組まれていることは評価する。しかしながら、【成果目的】や【総合計画策定時の課題】の中で「循環型社会」を謳っているものの、事務事業概要の説明にはつきりと盛り込まれていない。 やや、施策名と成果目的との整合性がとれていない点で事務事業の構成・内容の妥当性は「B」評価とする。
その他意見等	(特に意見なし)

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 役場庁舎KES推進事業	任意自治	政策	地球環境にやさしい行政運営をするため、平成18年11月1日に制定した「久御山町役場環境宣言」に基づき、継続的にKESに参画し、本庁の環境活動の取り組みを進める。	160 (3,580)	289	B 事務・事業に係る環境影響を常に認識し、環境汚染の予防をさらに推進し、環境マネジメント活動の継続的改善を図る。
② 温暖化防止活動事業	義務自治	政策	久御山セービング<節約>プランに基づき役場庁舎等から排出する温室効果ガスの削減に着実な実行に努めるほか、セミナーを開催し住民啓発を図る一方、太陽光発電システム設置補助を創設。	5,016 (10,184)	5,381	B セービングプランを計画的に実行する。今後5年間の計画を第3期計画として策定する。セミナー等の住民啓発等を継続する。
③ ごみ減量啓発事業	任意自治	政策	分別周知チラシを配布して住民等の啓発を行いながら、廃棄物の発生抑制、リサイクルを推進する検討を進める。	426 (5,518)	433	A 分別周知チラシを町民カレンダーに挟み込み、配布方法の改善を図る。ごみ減量を進めるため3Rを推進する。
④ 家庭ごみ収集事業	義務自治	経常	生活衛生の保全、ごみの適正処理のため、町内一円ですべての分別収集を実施する。	70,709 (129,465)	70,984	A 直営収集の一部の民間委託を継続する。公共施設から排出されるごみ収集を本来の収集形態にする。高齢者、障がい者等への戸別収集を検討・推進する。
⑤ ごみ処分手業	義務自治	経常	ごみを適正に処理するとともに、最終処分されるごみを減量するための再生利用を図る。	154,684 (160,384)	142,029	A 広域処理を実施している城南衛生管理組合において協議、検討を進める。
⑥ 家庭ごみ減量推進事業	任意自治	政策	自治会等による古紙等の集団回収に補助するほか、家庭ごみの自家処理容器等の設置に対し補助する。	4,831 (7,339)	5,176	A 再生資源集団回収事業補助の拡大のため、広報等により周知を図るとともに、再生資源の回収・活用を推進する。
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				235,826 (316,470)	224,292	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治：任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常：経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新：新規事業
A：拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B：現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C：見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D：縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E：統合(今後、他事務事業と統合)
F：終了・休止・廃止

施策評価シート(外部評価実施)

施策名: 農業施策の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	産業課				
総合計画上の位置付け	編	第2編 豊かな暮らしや人々の活力を創造する産業づくり					
	章	第1章 魅力ある産業を振興する					
	節	第1節 農業					
成果目的	農業者が将来的に、農業の持続的発展ができるよう、農業基盤の整備をはじめ、担い手の育成、安全・安心で高品質な地域農産物の生産、環境にやさしい農業の推進など、各種の農業振興施策を通じて、魅力ある農業づくりをめざす。また、今後ますます農業者の高齢化が進む中で、耕作放棄地対策に取組み、優良農地の確保に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	本町では、昭和41年の国道1号の開通を契機に、工場立地や住宅建設が進み、都市化の進展等に伴って農地が減少するなど、農業を取り巻く環境は著しく変化した。こうした中において、農業基盤整備を着実に推進し、府内でも屈指のほ場整備率を誇り、専業農家数も京都府平均を上回っている。しかしながら、農業粗生産額は近年減少傾向を示しており、農業の活性化を図るためには、農業基盤のさらなる充実や担い手の確保とともに、地域農産物の久御山ブランド化と消費拡大、環境と調和した農業を推進していく必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	総合計画策定時から現在までに、日本の経済情勢はリーマンショックの影響などにより景気回復の兆しは鈍く、また、特に農業に関する国の施策としても、食料自給率の向上を目指し、農業振興地域の整備に関する法律、農地法などの改正が実施され、遊休荒廃農地の解消や農用地を確保する施策、久御山農業振興整備計画の見直しを実施することなど、国を挙げての農用地の確保に努めることとなった。これにより、本町でも計画の変更を図ることとなるが、農業振興と開発部局(都市計画)が作成したまちづくりである都市計画マスタープランとの整合性などを図る必要がある。						
主な事務事業の取組内容	・地域担い手育成総合支援事業・農業団体等育成補助事業・農業振興地域整備計画変更事業・久御山町農業振興施策対策事業・農産物食育推進事業・久御山ブランド推進事業・環境にやさしい農業推進事業・有喜鳥獣捕獲事業・水稲農作業受託組織等補助事業・農業近代化資金利子補給事業・農業経営基盤強化資金利子補給事業・特定野菜等供給産地育成価格差補給事業・農産物直売所運営補助事業・農家組合長支援連携事務・産地確立対策事業など						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
地域担い手育成総合支援事業(認定農業者数)		人	79	81	81	83	91
農産物直売所(年間販売額)		円	118,503,725	120,000,000	114,835,906	120,000,000	140,000,000
産地確立対策事業(水田農業構造改革対策...超過率)		%	97.7	98.0	99.6	98.0	98.0
耕作放棄地の割合		%	0.37	0.35	0.37	0.30	0.20
3. 施策の事務事業費							
(千円)							
平成 21 年度 決算額	38,438						
平成 22 年度 決算額	43,744						
平成 23 年度 予算額	34,058						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B					
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B					
	<観点>	農業振興については、人・モノ・カネ、さらには食料自給率、ブランド対策や環境への配慮など、あらゆる方面・角度から対策を講じることにより、農家を守り、農地を守っていく必要がある。従って、その事務事業も多岐にわたるものである。「人」の対策については、今後ますます高齢化が進む農業者に対し、後継者(担い手)の確保が必要であり、このため担い手協議会などを中心とした支援体制などを構築している。また、「モノ」の対策については、貴重な限りある資源である農地を水害から守るために巨椋池地区の農地防災事業の促進や灌漑施設など農業施設の適正な維持管理のための支援等を実施している。「カネ」の対策については、国における農業者戸別所得補償制度の実施以前から、町独自に産地確立対策事業により、農業所得の確保のための支援を行い、また、大型機械の導入等のため、農業者が受けた融資への支援等を実施している。以上のことから、本町においては、過去から農家を守り育て、優良農地の確保、維持など、様々な施策に取り組んできてきたところであり、施策の構成や内容は概ね妥当なものであると考える。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。					
		今後ますます高齢化する社会において、農業者の高齢化も同じであり、特に高齢者が農業を続けるにはやはり肉体的な部分もまだまだ多く、いかに機械を進められるか、若い農業者に後継していけるかが、今後とも課題となる。また、同時に、それだけの農業所得をいかに確保していくか、また、優良な農地をいかに守っていくか課題は大きい。さらには、国が食料自給率アップ(40%→50%)を掲げる中で、現在、議論が進んでいない状態にあるTPP問題については、現状のまま関税が撤廃されれば、国内農産物は安い外国産に押され、衰退に追い込まれることとなるため、大きな問題である。					
施策の方向性	<観点>	今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。					
		以上の課題のほか、農家の赤字に対して補てんするという形の支援は、財政的な面で限界がある。このような状況を踏まえ、安全で安心な農産物の生産、機械化等による効率的な経営、担い手への集約化等を進め、国際競争力に打ち勝つ商品を生産できるよう誘導する施策を基本に実施していくこととする。 このため、これまでの実施施策に加え、久御山産農産物のブランド化の一層の推進及び担い手への農地の集約化を図る施策の追加を検討していく。 なお、施策の推進にあたっては、国や都道府県、JA等の各種団体と連携するとともに、農地の分散を食い止め、共同化・協働化して課題に取り組めるよう、従前どおり集落単位(農家組合)での施策を基本に実施していくこととする。					

外部評価委員会評価結果 ◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	全国的に農家数、農家人口が減少傾向にある中、久御山町においては農業離れに一定の歯止めがかかっていることから、「B」評価は妥当である。 しかしながら、指標づくりについてはまだまだ工夫の余地がある。久御山町の農業が目指すところが、大型化、機械化、大規模経営化であるならば、農家一戸あたりの耕作面積、法人化率など、農業活動全体を見渡せる指標の設定に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	個々の事務事業の内容についてはそれぞれ課題があるものの、久御山町においては、農家・農地を守るため多岐にわたる手立てが、概ね講じられていると考えられるため、「B」評価は妥当である。
その他意見等	(特に意見なし)

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 巨椋池地区国営附帯府営農地防災事業推進事業	義務自治	政策	国営総合農地防災事業に関連する幹線排水路等の整備工事に係る事業負担を行う。	10,965 (14,957)	3,897	B 本事業は、巨椋池排水機場の全面改修に併せ、幹線排水路及び承水溝等の施設改修を図るもので、農地及び地域住民を災害から守るためにも必要である。
② 農業農村整備事業	任意自治	政策	補助事業により造成された施設の適正な更新と機能保持のため、土地改良区が実施する事業について費用の一部を負担する。	290 (1,658)	500	B 大規模な工事などを行うより、施設の更新、機能の維持・管理を行うことにより、コストの削減につなげるため、必要な事業である。
③ 農地・水・環境保全向上対策共同活動支援事業	任意自治	政策	地域住民が農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高めるため共同で取り組み活動に対して支援を行う。	1,119 (2,791)	1,120	C 本事業は、国においては5箇年という制約があり、5年後にはその成果を検証する中で、今後の展開を見極める必要がある。
④ 城西・佐山土地改良区補助事業	任意自治	経常	土地改良事業を推進し、農業基盤の整備を図る城西・佐山土地改良区に対し事務費の補助を行う。	800 (1,104)	800	B 今後とも農業基盤の整備を図る必要があるため、定期的に整備を進めることにより、コストの削減を図られるよう、支援を行う。
⑤ 農業振興地域整備計画変更事業	義務自治	経常	良好な農地を保全するため、農業振興地域整備計画に基づき適正な農業振興(農業振興地域の区域変更等の整理)を推進する。また、必要な変更を農業振興協議会で審議していただき、適正な計画変更を実施する。	75 (759)	284	C 良好な農地を保全するため、今後とも必要な変更を農業振興協議会を開催し、審議していただく中で適正に計画変更する
⑥ 地域担い手育成総合支援事業	任意自治	経常	認定農業者を中心とする地域農業の中核的担い手の育成・確保や経営改善の支援をするため、地域担い手育成総合支援協議会に対し補助を行う。久御山町農業経営改善支援センターの総括推進員による、認定農業者及び地域担い手農業者への経営相談、定期的な改善計画の指導等。受託組織(ライスファーム・グリーンファーム)への指導による遊休耕作地の発生の防止。農業担い手者への簿記研修等。	1,473 (7,784)	1,590	B 引き続き法定の認定農業者などの認定や更新を行い、今後ますます高齢化が進む町内農業者に対し、将来にわたり農業経営が安定して行けるための整備と若い農業後継者の育成に取り組む。
⑦ 農業団体等育成補助事業	任意自治	政策	農業生産団体等の組織化の促進や育成を図るため、農業生産団体等の活動に対し補助を行う。	295 (903)	335	C 農業振興施策の立場から、行政支援は必要であるが、活動は各団体にまかせているため、対象となる団体毎に活動を精査する必要はある。
⑧ 久御山町農業振興施策対策事業	任意自治	政策	地域農業の継続的な発展を図るため、農業団体等が実施する農業施設や機械等の整備事業に対し補助を行う。	1,092 (2,080)	1,000	B 農業団体等が行う農業施設や機械等の整備事業に対し、自主的な取り組みを進める一方、大規模な整備事業などに対しては、必要な支援を今後とも実施していく。
⑨ 農産物直売所運営補助事業	任意自治	政策	久御山産農産物のPR、食育・地産地消の推進、農業の振興を図るため、農産物直売所運営協議会に対し、支援を行う。 ・まちの駅クロスピア販売コーナー運営補助 ・まちの駅クロスピア加工室運営補助	4,500 (14,407)	2,851	C 直売所の健全な安定経営を目指すための方策を見きわめ、今後、人的支援も含めて、運営協議会において、経営努力等、経営改革に取り組んでもらうことに取り組むを行う。
⑩ 農産物食育推進事業	任意自治	経常	地産地消や食育を推進するため、小学校・保育所での給食に久御山産野菜や久御山産米「ヒビカリ」を使用する。また、子ども達が自ら育てることで、食の大切さを学ぶため、野菜苗を小学校・保育所・幼稚園へ配布する。	34 (1,353)	82	C 今後とも、地産地消や食育を推進するため、小学校・保育所での給食に久御山産野菜や久御山産米「ヒビカリ」を使用することを拡大する。また、子ども達が自ら育てることで、食の大切さを学ぶため、野菜苗を小学校・保育所・幼稚園へ配布することを継続していく。

⑪	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	任意自治	経常	国民生活上及び地域農業振興上の重要性から指定野菜に準ずる野菜などに対し、価格が著しく低落した場合に、価格差補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図る制度で、本町の場合、対象は夏秋なすの生産農家へ支援をしている。	48 (200)	54	B	生産者が安心して生産できるよう、また、久御山産の野菜生産を所得面から支えるためにも、今後とも必要な制度である。
⑫	久御山ブランド推進事業	任意自治	政策	町特産農産物の消費拡大および農業生産者の意欲の向上、地産地消を推進するため、久御山ブランド化推進事業として、袋詰めフィルムやビニールを購入した農家に対し補助を行うとともに、久御山産の地場野菜を広くPRするためのポスター作成や、料理試食会の支援などの取り組みを行う。	1,452 (2,440)	1,638	C	予算的には、上下しているが、久御山ブランドの推進は、久御山産野菜の普及拡大にも必要な取り組みである。
⑬	環境にやさしい農業推進事業	任意自治	政策	環境にやさしい農業を推進するため、有機堆肥づくりや化学肥料・農薬低減技術などで環境に配慮した農業を実施する農家に対し土壌分析費用の補助を行う。また、使用済ビニールの野焼き等を防止、生産・生活環境の保全のため、JAが行う廃棄ビニールの回収事業に対し、補助を行う。	546 (1,078)	702	B	環境保全型農業など社会全体の風潮が、今後ますます環境に配慮した野菜などの生産が求められる中、今後とも継続していく必要がある。
⑭	有害鳥獣捕獲事業	任意自治	経常	農作物等の被害防止のため、宇治猟友会に有害鳥獣の捕獲・処理を委託する。また、鳥獣捕獲飼養等の許可事務を行う。※京都府より、緑の公共事業(野生鳥獣被害総合対策事業)補助金として1/2以内の補助あり。	441 (2,037)	515	B	本町の場合、山間地域ちがい猪、鹿などの被害はないものの、アライグマ、ヌートリアなどが出没しており、今後ますますそれらによる被害が予想されることから、対策は必要とってくる。
⑮	産地確立対策事業	任意自治	政策	国内の食料自給率の向上に向け、「農業者戸別所得補償制度」として実施の水田等有効活用自給力強化向上総合対策に対応し、生産性を高めるための支援を農家組合や生産者に実施。	19,421 (27,710)	17,368	C	今後とも農業の生産性を高めるための事業として、他の事業と連携を図りながら取り組んでいきたい。
⑯	水稲農作業受託組織等補助事業	任意自治	経常	農業者の高齢化や水稲生産で機械化が図れない零細農家の増加に伴う水田の不耕作地および荒廃農地を防ぐために、農作業を請け負う水稲受託組織生産組合に対し補助する。	593 (1,049)	653	C	今後ますます農業者の高齢化や水稲生産で機械化が図れない零細農家が増加する中、不耕作地および荒廃農地を防ぐためにも、農作業を請け負う水稲受託組織生産組合の重要性は増すばかりで、今後とも支援は必要である。
⑰	農業近代化資金利子補給事業	任意自治	経常	農家の経営を支援するため、農家が農業生産に関する施設や機械の整備を行うために受けた融資に対し、融資を行った農業協同組合等に利子補給を行うことで、農家の負担軽減をする。資金使途が「施設」の場合は5年間、「機具」であれば、3年間の利子補給とする。	33 (109)	60	B	農業経営の安定を図り、支援するため、農家が農業生産に関する施設や機械の整備を行うために受けた高額の融資に対し、融資を行った農業協同組合等に利子補給を行うことで、農家の負担軽減をすることは、今後とも必要である。
⑱	農業経営基盤強化資金利子補給事業	任意自治	経常	農家の経営を支援するため、認定農業者が経営規模拡大のために受けた融資に対し、利子補給を行う。※助成金の率については、毎月資金の金利改定がされており、認定農業者が借り入れた時期の金利に基づいて決定されている。現在助成している率は、0.27%～0.8%。また、町が助成しているうちの1/2は府から補助金がでているため、実質は町が府の分まで助成し、府は町が出した1/2を補助金として支給している。	567 (947)	609	B	今後とも農家の経営を支援するため、認定農業者が経営規模拡大のために受けた融資に対し、利子補給を行う。
決算額・予算額 計					43,744 (83,366)	34,058		

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的・経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策評価シート(外部評価実施)

施策名: 商工業施策の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	産業課				
総合計画上の位置付け	編	第2編 豊かな暮らしや人々の活力を創造する産業づくり					
	章	第1章 魅力ある産業を振興する					
	節	第2節 工業 第3節 商業・サービス業					
成果目的	新市街地の整備と併せて企業誘致を図るとともに優れた産業技術のPR支援や企業環境の充実支援、異業種交流の促進などにより活力ある工業の育成を図る。 周辺の住環境に配慮しつつ、既存商業店舗と大規模商業施設が調和したにぎわいのある商業の育成を図る。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	中小零細企業が大部分を占める本町においては、産業構造の変化や原材料の高騰などの影響が懸念されており、このため、利便性の高い交通条件を活用しつつ、新たな産業用地の確保とあわせて企業誘致を推進するとともに、環境マネジメントシステムの導入促進や異業種間のネットワークによる優れたモノづくりへの展開等が課題である。 商業の活性化を推進していくためには、魅力ある商業拠点の形成とともに大規模商業施設と既存中小小売店舗との共存を図る必要がある。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成20年のリーマンショック以降、金融不安や景気の落ち込みにより中小企業には厳しい状況が続いている。						
主な事務事業の取組内容	企業立地促進助成事業、展示会等出展支援助成事業、KES・ISO認証取得支援事業 中小企業者事業資金低利融資及び保証料・利子補給、商工会運営補助						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
展示会等出展等支援助成件数		社	9	10	8	9	10
KES・ISO認証取得支援件数		社	5	11	4	11	10
中小企業者資金低利融資件数(マル久)		社	130	140	82	140	100
3. 施策の事務事業費							
(千円)							
平成 21 年度 決算額	211,274						
平成 22 年度 決算額	160,755						
平成 23 年度 予算額	185,141						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの視点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 展示会出展企業数は、一定の目標が達成されているものとする。 ISO認証を取得する企業が少なく、KES認証を取得する企業が多い結果となったが、当初計画より少ないため、企業環境の充実支援を推進し、企業への啓発も図っていききたい。 低迷する経済状況下においては、保証料・利子補給ともに増加傾向にあり、利用頻度は高い。 地域産業の人材育成・指導事業及び健康維持増進支援事業を推進するため経営全般にかかる指導や技術指導、各種講習会等の事業活動を実施する商工会運営に補助することは、一定の成果があるものとする。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 景気が低迷する中、新規開発の技術や製品発表の場である展示会への助成は必要であり、顧客確保のメリットがあるため継続実施することが妥当であるとする。 環境問題がクローズアップされている現在、環境に配慮した企業活動を促進することが、企業のイメージアップ・信頼等を高めることにつながり、生産力の向上にもつながっていくための土台作りは必要不可欠であり、妥当と考える。 低迷する経済状況下における保証料・利子補給どもの利用増加は、一定の効果が認められるものであり妥当であるとする。 地域産業の人材育成・指導事業及び健康維持増進支援事業を推進するため経営全般にかかる指導や技術指導、各種講習会等の事業活動を実施する商工会運営への補助は、産業発展の一助を担っているものであり、一定の成果があるものとする。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 認証取得については、事業規模や取引企業によって左右されるため、現状維持に努めたい。 同じ企業が何度も繰り返し制度利用することや京都府制度融資に対する保証料補給については、見直しの余地はある。 現在の財政事情や経済状況等を考慮しながら、町としての総合支援策を見据えることが必要となってくると思われる。					
	施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 展示会出展企業は例年横ばいであるが、出展企業にとって顧客確保のメリットがあるため、現状もしくは見直しも検討するなかで継続する。 認証取得制度について補助要綱上は、平成22年度末で終了することとなっているが、必要な支援策として、啓発も含め引き続き3年間継続を考えている。 低迷する経済状況下における保証料・利子補給どもの利用増加は、一定の効果が認められ、継続の方針であるが、同じ企業が何度も繰り返し制度利用することや京都府制度融資に対する保証料補給については、再検討のうえ判断していく必要がある。 商工会への補助についても補助算定の手法等の再検討する余地がある。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	町が行政として行いうる商工業施策としては、必然的に企業へのバックアップ的なものとなるなか、一定の成果があると考えられるため「B」評価は妥当である。 指標の設定については、商業であれば販売額、工業であれば出荷額といった、商工業活動の全体が見通せる数値の設定に努めるよう工夫されたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 () 妥当である (●) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 C 』が妥当である
	事業は色々と展開しているが、情報発信力の弱さといった課題などがあり、その解決に向け工夫の余地がある。よって評価としては「C」が妥当であると考ええる。
その他意見等	(特に意見なし)

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 企業立地促進助成事業	任意自治	政策	地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、町内に本店や工場等を設置する企業に対し、助成金を交付する。【H18末で制度廃止】	4,925 (5,609)	5,500	F 平成18年度末で制度廃止しており、経過措置として平成18年度以前に制度適用を事業者に対し助成金を交付する。
② 展示会等出展支援助成事業	任意自治	経常	ものづくりのまち久御山を広くアピールするため、町内中小企業が開発・製作した製品等を公的機関等の開催する展示会等に出展する場合、経費の一部を助成する。	2,038 (3,826)	2,250	B 景気が低迷する中、新規開発の技術や製品発表の場である展示会への助成は必要であり、顧客確保のメリットがあるため継続実施する。
③ KES・ISO認証取得支援事業	任意自治	経常	中小企業の環境問題に配慮した企業活動を促進するため、KES・ISO認証取得費の一部を助成する。	236 (1,984)	1,450	B 環境問題がクローズアップされる今日、環境に配慮した企業活動を促進することが必要であり、現在の利用件数からも現状の実施を継続する。
④ 中小企業者資金低利融資事業	任意自治	政策	中小企業者の経営の安定を図るため、低利融資を行うとともに、保証料や利子の一部を補給する。	135,348 (138,768)	158,277	B 制度上の問題点等もあり、見直しの余地はあるものの現在の経済状況の中においては、現制度下で継続することとする。
⑤ 商工会運営等補助事業	任意自治	経常	地域商工業者の経営力の強化と活性化を図るため、総合的な支援を行う町商工会に対し補助を行う。	18,208 (20,260)	17,664	B 改善や実施方法の見直しの検討も必要であるが、現状を継続することとする。
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				160,755 (170,447)	185,141	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直し、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 公共交通の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	都市計画課
総合計画上の位置付け	編	第1編 魅力を生み出す定住と交流の基盤づくり	
	章	第2章 便利で機能性の高い快適な環境をつくる	
	節	第1節 公共交通	
成果目的	地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消に努め、住民にとって利用しやすいバス交通の充実を図る。		
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度		
総合計画策定時の課題	鉄道駅のない町として、便利で快適なまちをめざし、唯一の公共交通であるバス交通の充実を図っていく必要がある。		
現在までの社会情勢・法制度の変化	のってこバスについては、平成16年度から3年間の施行運行を経て平成19年度からは本格運行、また、平成22年度からは、まちの駅クロスピアくみやま、バスターミナルの開設に合わせて、さらに運行内容を見直して現在に至るが、さらに利便性の高い運行を求められている。また、まちの駅の開設以降、ツアーバス立寄りが実現できたが、空港バスなどの立寄りの可能性や、その他バスターミナルを中心とした住民利便性の向上も求められている。		
主な事務事業の取組内容	公共交通サービスの充実を図るため、町内巡回バス(のってこバス)を運行するとともに、高齢者の外出支援を目的にバスカード等の購入助成を行う。		

施策指標名(算定式)	単位	H 21 実績値	H 22 計画値	H 22 実績値	H 23 計画値	H 27 計画値
乗客数(東ルート)	人	11,034	-	8,731	-	-
乗客数(西ルート)	人	33,523	-	32,516	-	-
-	-	-	-	-	-	-

3. 施策の事務事業費		(千円)
平成 21 年度 決算額	40,427	
平成 22 年度 決算額	35,876	
平成 23 年度 予算額	36,151	

4. 施策の評価			
成果目的の達成度	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。
	<観点>	前年度の取り組み結果について、前年度計画値に対する【前年度評価】と、総合計画目標年次(H27)計画値に対する【長期評価】の2つの観点から、成果目的と指標のそれぞれ達成されている理由、達成されていない理由について記入する。また、指標設定がない場合は、成果目的に対する事業の進捗や現状について記入する。 町内巡回バス(のってこバス)については、まちの駅バスターミナルのオープンに合わせ、東西ルートを新内容にて運行してきたが、全体として利用者数は微減となっており、利用実績の面では成果があったとは言えない状況である。	
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 22 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。
	<観点>	成果目的の達成度から、事務事業の構成・内容が妥当かどうか、見直しが必要な点などについて記入する。 のってこバスについては、地域住民の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消が大きな目的であり、そういった面では事業は妥当であると言えるが、利用実績は前年度から減少しており、さらなる周知等の見直しの必要がある。	

5. 施策の今後の方向性	
今後発生が予測される課題	<観点> 社会情勢や法制度の変化を踏まえ、今後発生が予測される課題について記入する。 のってこバスについては、前年度から利用実績が減少し、利用実績増加への方策が問われる。また、まちの駅開設から3~5年後を目途にのってこバス自体のあり方についても検討すべき時期であると言える。
施策の方向性	<観点> 今後発生が予測される課題への対策や方針について記入する。 のってこバスについて、今年度の新運行内容となっただけであり、しばらくは状況を見守りつつ、わかりやすい時刻表の作成などで周知徹底を図っていく。

外部評価委員会評価結果		◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します
成果目的の達成度	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である	のってこバスの西ルートについては、通勤の利用もあり、公共交通不便地の解消という成果目的が一定達成できているといえるが、東ルートについては、路線バスとコースが重なることもあり利用者数が低迷している実態が課題となっている。東ルートの運行目的を公共施設等への移動に絞るなど、今後改善を要することから、評価「C」は妥当と考える。 今後、公共交通ののってこバスの目的については、費用対効果の面を含め、しっかりと議論を積み重ねていく必要があると考える。
	事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である のってこバスの運行にあたって、それぞれコース毎に利用者が何を求めているのかといった実態把握が必ずしも活かされていない。よって、事務事業の妥当性については、今後、事業内容に改善の余地があることから、評価「C」は妥当であるとする。
その他意見等	(特に意見なし)	

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 22 年度	平成 23 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 巡回バス(のってこバス)運行事業	任意自治	政策	公共交通(バス)サービスの充実のため、町内巡回バス(のってこバス)を運行する。また、70歳以上の高齢者に対し'バスカード'等の購入助成を実施する。	35,840 (41,810)	36,091	B 巡回バスのさらなるPR活動に努め、利用促進を図る。
② 公共交通推進事業	任意自治	経常	住民にとって利用しやすい公共交通の充実をはかるとともに、より利便性の高い快適な公共交通の構築をめざす。	0 (1,275)	0	B 利用者増につながる運行内容改善等を行っていく。
③ モビリティマネジメント事業	任意自治	政策	町内の各小学校においてのってこバスの乗車体験を行う。	36 (1,936)	60	A 公共交通利用への自発的な転換を促すため、子どもへの働きかけを継続して行う。
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				35,876 (45,021)	36,151	

(注)「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業

A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
 B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
 C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
 D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
 E: 統合(今後、他事務事業と統合)
 F: 終了・休止・廃止

平成23年度久御山町行政評価外部評価

基本用語集

基本用語集

用語	説明
I S O 認証	International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略称。その名の通り、国際標準（世界共通）の規格のこと。外部機関である審査登録機関が第三者として審査登録制度に基づき組織を審査し適合している場合は、登録し公に証明され、登録証書が発行される。これが認証（審査登録）である。有効期限は審査登録機関により異なるが、概ね登録日から3年間である。
I T（情報技術）	コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。
アウトソーシング	業務を外部委託すること。
アクセシビリティ（探しやすさ）	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰もが様々な製品、建物、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。
1次地方分権一括法	もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた法律。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。全部で475本の関連法案からなる。
一時保育事業	家庭で保育をしている人が、冠婚葬祭・通院・リフレッシュなどにより、一時的に子どもの保育を必要とする場合に、保育所がお預かりする事業。
エコライン	住民からの意見や要望などを、町政運営に反映させる広聴活動の一つで、年2回、「広報くみやま」で広く募集するとともに、意見をいつでも投函できる「エコポスト」を公共施設に設けている。
エフエム宇治	地域に密着した情報を提供するため、平成7年に設立された宇治市にあるコミュニティ放送。社名はエフエム宇治放送株式会社といい、宇治市、城陽市などとともに、久御山町からも出資している。
大阪湾フェニックス事業	近畿圏の毎日のくらしや、さまざまな産業活動から排出される膨大な量の廃棄物を、長期安定的に、また広域的に適正処理するため生まれた大阪湾の埋立計画。
巨椋池地区の農地防災事業	国営総合農地防災事業を推進するため、関連する幹線排水路等の整備工事に係る事業負担を行うもの。
環境マネジメントシステム	事業の実施にあたり「環境の保全・創造に関する方針や目的を達成するための計画を策定（Plan）し、実施（Do）し、その実施状況を点検（Check）し、必要な見直し（Action）を行う」いわゆるPDCAサイクルを自主的に、循環的に繰り返すことによって継続的に改善を図っていく体制をいう。14001やKESなどがある。
企業立地促進助成事業	産業の活性化および就業機会の確保のため、企業立地を行う企業に対して補助する事業。
京都議定書	1997年12月に京都市の国立京都国際会館で開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で同月11日に採択された、気候変動枠組条約に関する議定書。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。
京都地方税機構	京都府と府内25市町村（京都市を除く。）の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合。
京都府制度融資に対する保証料補給	久御山町中小企業低利融資制度（マル久）のこと。
久御山セービング（節約）プラン	公共施設における温室効果ガス排出量の削減に計画的に取り組むとともに、住民、企業への情報提供や啓発を行うなど、温室効果ガスの排出抑制に向けた主体的な取り組みを促進するため策定した計画。ごみの減量化や再資源化の促進対策として、発生抑制・再使用・再生利用に積極的に取り組み、持続可能な循環型社会の形成をめざしている。
久御山町明るい選挙推進協議会	久御山町における明るい選挙運動の推進に関し、必要な総合的企画、調査、研究を行い、あわせて明るい選挙運動の円滑かつ効果的な実行を図ることを目的として設置された組織。①選挙違反のないきれいな選挙が行われること、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る目を養うことを目標に、全国約10万人のボランティアの方々とともに活動している。
久御山町次世代育成支援後期行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子供達が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成を目指し、策定した行動計画。
久御山町農業振興整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため町が定める総合的な農業振興の計画。
久御山ブランド化	農産物の品質等を高めて、くみやま産野菜等の特性などを広くPRすることにより消費拡大を図るもの。

用語	説明
K E S	企業等の経営に当たって環境への負荷を管理・低減するための仕組み。環境マネジメントシステムには国際規格ISO14001があるが、中小企業には人・物・金等経営資源の問題により取得が困難であることから、より分かりやすく取り組みやすい規格。
K E S 認証	KESは京都を中心に、全国の中小企業・団体を対象として2001年4月から審査登録を開始した環境マネジメントシステム。
公債費比率	地方自治体がした借金の返済に充てられる、一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比のこと。この比率が10%を超えないことが望ましいとされる。
高齢福祉計画	老人福祉法第20条8の規定に定める老人福祉計画と介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画とを合わせ「久御山町高齢者保健福祉計画」として一体的に策定するもの。老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。
国民投票制度	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票（国民投票）を行う制度。
国民投票投票人名簿システム	国民投票が行われる場合に、投票人名簿を調製するための情報システム。
再生資源集団回収事業	古紙などの集団回収をおこなう自治会や子供会などの団体に、その回収量に応じて補助金を交付する事業。
財政力指数	地方自治体の財政力（体力）を示す指数。指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。
三位一体改革	地方自治体（都道府県・市町村）が決定すべきことは、国ではなく地方自治体自らが決定するという地方分権を実現するために、①国から地方へ支出される補助金（国庫補助負担金）の削減、②国から地方への税源の移譲、③地方交付税の見直し、の3本柱を同時並行的に進めていくというもの。
循環型社会	循環への負荷を減らすため、天然資源を有効に利用することによって廃棄物を抑制し、併せて廃棄物となる前にも循環資源として適正に利用される社会のこと。
障害者基本計画	障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため策定した計画。
スクラップ・アンド・ビルド	予算や組織の新設にあたって、同等の予算や組織を廃止すること。
スケールメリット	規模を大きくすることで得られる効果。
大規模商業施設	大規模小売店舗立地法に基いた店舗面積（売場面積）が1,000㎡を超える商業施設。
地域主権戦略大綱	地域主権改革（日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革）の意義や理念等を踏まえ、憲法や国際条約との整合性にも配慮しつつ、地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成22年6月に政府が閣議決定したもの。
地域福祉活動計画	社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。
地域福祉計画	市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために「社会福祉法」の規定に基づく新しい社会福祉の理念を達成するための行政計画。地域福祉がもともと住民、関係機関・団体の参画を必要とすることから、この計画についても、地域住民や関係機関・団体の参加・参画や協力・協働に基づいて策定（平成23年度から平成27年度の5ヵ年計画）。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化、気候変動に関する国際条約を踏まえ、地球温暖化に関し、国、地方公共団体、事業主、国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。
中小企業者資金低利融資（マル久）	中小企業者に対し、事業資金を低利で融資を行い、経営の安定と健全な発展を図ることを目的とした制度。

用語	説明
町政モニター制度	住民からの意見や要望など、町政運営に反映させる広聴活動の一つで、一般公募等のモニターに対し、アンケート調査などを行う。
町内巡回バス（のってこバス）	久御山町で運行しているコミュニティバス。
TPP	環太平洋連携協定（Trans-Pacific Partnership）」の略称。すべての物品の関税を廃止することが原則であり、農作物も例外ではない。
出前講座	久御山町が行っている仕事の中で、住民の皆さんが聞きたい、知りたい内容をメニューから選んでいただき、久御山町の職員が講師となって皆さんの地域へ出向いてお話しするもの。
展示会等出展支援助成事業	中小企業等が受注拡大を図るため、見本市への出展や広告掲載、製品カタログ等の作成をしたことに対し、必要な経費の一部を助成する事業。
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	農業経営の安定化を図るため、特定の野菜等の価格が大幅に下落したとき、野菜等生産農家に対し、補給金を交付する事業。
都市計画マスタープラン	久御山町の将来の都市像を描き、これからのまちづくりを進めていくことを目的に、土地利用やまちづくりの基本的な方針を定めた計画。
バナー広告	インターネット広告の一種。Webサイトに広告の画像を貼り、広告主のWebサイトにリンクする手法。
P D C A の マ ネ ジ ム ン ト サ イ ク ル	典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する。最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。
病後児保育事業	病気回復期で集団保育が困難な就学前児童等を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、児童にとって無理のない環境で保育する事業です。
ファミリーサポート	育児の支援をして欲しい人と支援したい人が会員となって、育児と仕事の両立を手助けする組織。
米国の債務超過問題	リーマンショックにより2009年度会計で約129兆円の膨大な財政赤字を出したことによる米国信用不安。
ポスティング	広告・宣伝を目的に、ビラやチラシを、各個宅の郵便受けへ直接投入する行為。
まちの駅クロスピアくみやま	まちの大きな魅力のひとつである「ものづくりのまち久御山」を、内外に向けて情報発信するため、農商工に関係する分野が連携し、また協働することで、町に新しい地域力を創出し、元気な産業のまちとして、魅力あふれるまちづくりを進める拠点、産業のシンボル施設。
ユーザビリティ（使いやすさ）	具体的には操作のしやすさ・意味の分かりやすさ・間違いにくさ・間違いからの戻りやすさ・予想のしやすさ・目標完了までの時間の短さ・操作時のストレスの少なさ・満足の度合いなどのこと。
要保護児童対策地域推進協議会	児童の権利を守り、保護者のいない児童または保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第25条の2第1項の規定に基づき設置された組織。協議会を設置する。
リーマンショック	2008年（平成20年）9月に米国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを、世界的な金融危機の引き金となったことに照らして呼ぶ表現。
留守家庭児童育成事業	労働等により昼間保護者が家庭にいない久御山町立小学校等に就学している児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を設け集団生活の中で健全な育成を図ることを目的とする。に実施している事業。

平成 23 年度 行政評価実施方針

久御山町総務部企画財政課

平成 23 年 4 月

1. はじめに

地方公共団体は、人口減少（少子化）や超高齢化の急速な進行、景気低迷による税収鈍化、本格化する地方分権型社会や市町村合併、指定管理者制度をはじめとした「官から民へ」の流れ、また、高度化・多様化する住民ニーズなど、さまざまな情勢の変化による対応が求められています。

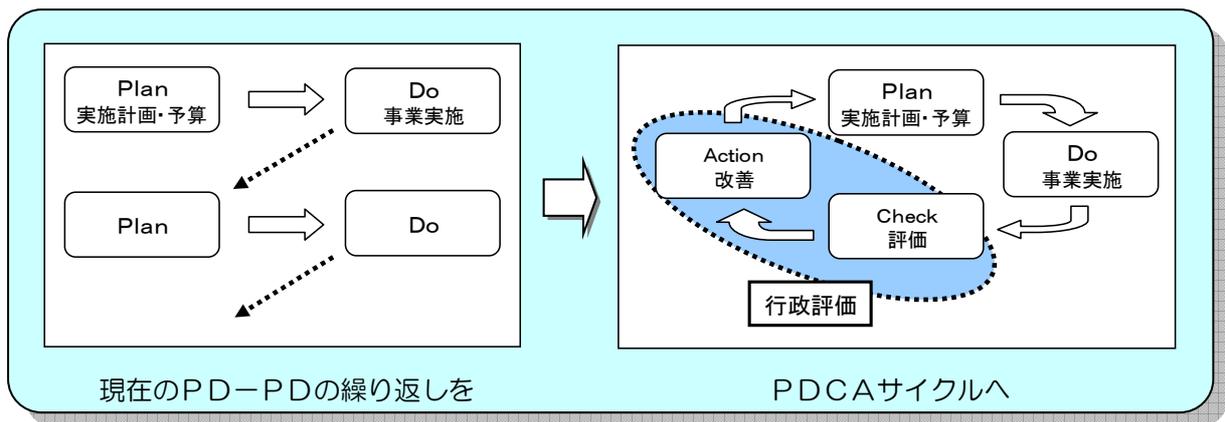
こうした社会情勢にあって、本町では平成19年9月に市町村合併については、当分の間は合併をしないとした方向性を示すなかで、強固で持続可能な行財政基盤の構築を図っていくこととしたところです。

また、持続可能な行財政運営を行うため、無駄な歳出を削減し、さらなる行政のスリム化を図るなかで質の高い住民サービスを行う必要があることから、平成18年3月に策定した「久御山町第3次行政改革大綱」並びに「久御山町集中改革プラン」に改革プログラムの一つとして、事務事業の再編・整理、廃止・統合を行っていくこととし、その手法として『行政評価』の導入を掲げ、平成19年度から取り組みを進めています。

『行政評価』とは、行政の仕事の現状と成果を確認・分析し、改善・改革を図るための仕組みとなるものです。従来は、行政では「予算編成（Plan）」を重視し、「事業実施（Do）」後においては、決算などを十分にチェックすることが少なかったと考えられます。そこで、事業を「Plan（計画・予算）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）」の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする「PDCAサイクル」という考え方があります。

行政評価の取り組みは、これまでのPlan－Do 偏重の行財政運営から Check と Action の機能をより充実させ次のPlan に結びつける、行財政運営システムを改革するための取り組みです。

【 行政評価の取り組み 】



2. 行政評価（事務事業評価・施策評価）実施方針

本町における行政評価の導入にあたっては、平成 19 年度から取り組みを始めました。

平成 19 年度は、ワーキンググループによる制度研究をはじめ、職員研修や職員アンケート調査、また、各課 1 事業による事務事業評価の試行などを行うなかで、職員自らの事務事業の改善・改革意欲に繋がる、本町にふさわしい事務事業評価の仕組みについて検討を進めました。

平成 20 年度は、事務事業評価については、本格実施として、政策的事業全てと経常的事業の一部の事務事業に取り組みました。また、施策評価については、ワーキンググループによる検討を行うなかで、各課 1 施策による試行を行いました。

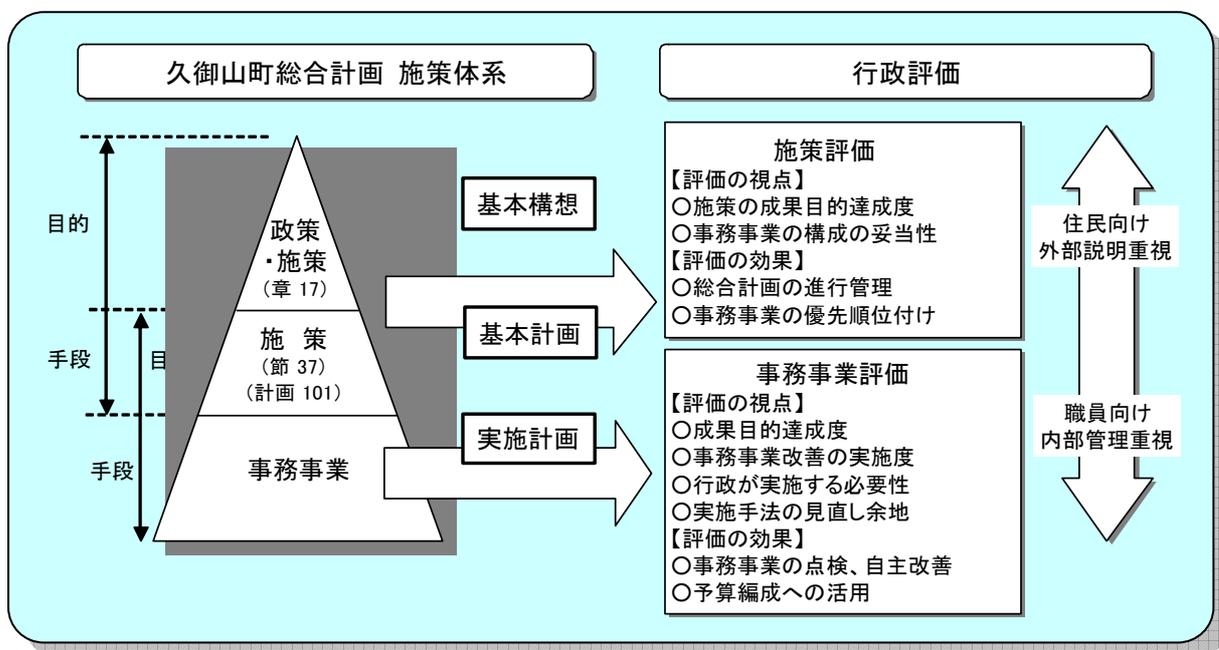
平成 21 年度は、事務事業評価については、政策的事業と経常的事業の全ての事務事業について取り組みました。また、施策評価については、平成 20 年度に引き続き試行を行うとともに、本格実施に向けて外部評価を試行的に取り入れ実施しました。

平成 22 年度は、事務事業評価については、政策的事業の全てと経常的事業の新規・変更等の事務事業について取り組みました。また、施策評価については、本格実施に向けて、12 施策にかかる外部評価を試行的に実施しました。

平成 23 年度は、事務事業評価については、引き続き政策的事業の全てと経常的事業の新規・変更等の事務事業について取り組むこととします。また、施策評価については、本格実施を目標に外部評価を取り入れ実施することとし、それぞれの評価の実施方針を次のとおり定めます。

なお、久御山町行政評価全体像は、下図に示すとおりです。

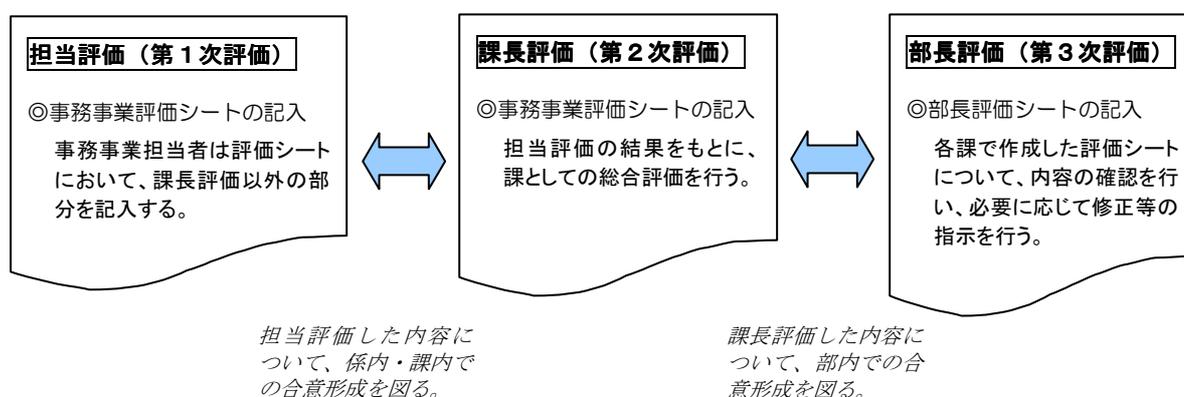
【 久御山町行政評価 全体像 】



(1) 事務事業評価実施方針

事務事業評価を行うことで、職員の意識改革（事務事業の改善意識・コスト意識）を促すとともに、事務事業の点検や自主改善を行います。また、評価内容を実施計画策定や予算編成（事業別予算）へ繋げていきます。事務事業評価シートは、担当者や担当課のマネジメントツールとして活用されることをめざします。〈職員向け・内部管理重視〉

- ① 評価の視点
 - ・ 成果目的（成果指標）の達成度合い
 - ・ 事務事業改善の実施度合い
 - ・ 行政が実施する必要性の度合い
 - ・ 事務事業の実施手法（対象や活動内容、補助・負担金内容や受益者負担、コストなど）の見直し余地
- ② 評価手法
 - ・ 事務事業評価シートによる評価
 - ・ 実施計画策定との連動
- ③ 実施内容
 - ・ 平成 19 年度； 各課 1 事業実施（試行実施）
 - ・ 平成 20 年度； 政策的事業すべてと経常的事业の一部実施（129 本）
 - ・ 平成 21 年度； 政策的事業すべてと経常的事业すべて実施（301 本）
 - ・ 平成 22 年度； 政策的事業すべてと経常的事业の一部実施（145 本）
 - ・ 平成 23 年度； 政策的事業すべてと経常的事业の一部実施（185 本）
- ④ 評価フロー



ねらい> 職員の意識改革（事務事業の改善意識・コスト意識）

多様化する住民ニーズに対応していくためには、職員それぞれが必要となる事務事業を見極め、事務事業の展開をしていくことが求められます。しかし、事務事業が増加し、限られた人員・時間のなかでは、直面する事務事業や課題に時間を割かれることが多く、事務事業を見直したり、手法を変えたりすることは難しい状況にあります。

このことから、『事務事業評価シートを作成（記入）するなかで、職員に改善への動機付けを行い、事務事業の振り返りを促します。』

また、限られた予算のなかで最大限の行政サービスを行うためには、職員それぞれが個々の事務事業における費用対効果を考え、コスト意識を持ち、より効率的な事務事業を行っていく必要があります。

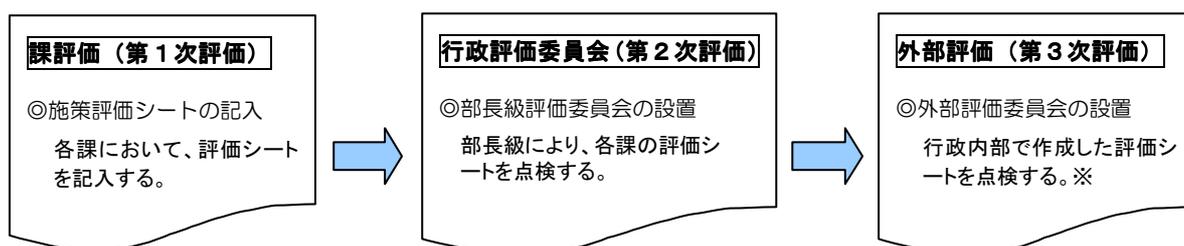
このことから、『事務事業評価シートを作成するなかで費用対効果を意識し、職員それぞれによる主体的な改善への結び付けをめざします。』

(2) 施策評価実施方針

総合計画の進行管理を行い、総合計画の各施策を達成するための事務事業の構成の妥当性を検討します。また、事務事業の構成を検討するなかで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めます。施策評価シートは、町政の方向性について検討するためのコミュニケーションツールとしても活用することをめざします。〈住民向け・外部説明重視〉

- ① 評価の視点
 - ・ 施策（総合計画）の成果目的の達成度合い
 - ・ 事務事業の構成・内容の妥当性
- ② 評価手法
 - ・ 施策評価シートによる評価
 - ・ 外部評価の実施
- ③ 実施内容
 - ・ 平成 20 年度 各課 1 施策実施（試行実施）
 - ・ 平成 21 年度 各課 2 施策実施（試行実施）
行政評価委員会・外部評価実施（試行実施）
 - ・ 平成 22 年度 主要な施策実施・外部評価実施（試行実施）
 - ・ 平成 23 年度 全ての施策実施・外部評価実施（本格実施）
行政評価委員会（検討中）

④ 評価フロー(案)



※全評価施策から 10 施策程度を抽出します。

ねらい ①> 総合計画の進行管理

事務事業や総合計画の施策について、これまでは、「行政が何をしたか」「事業費がいくらであったか」という結果（アウトプット）や決算の説明のみで、「住民生活がどのように変わったか」、「どれだけ成果（アウトカム）が出たのか」ということを説明するということが少なかったと思われます。

しかし、これからは事務事業に要したコストを示し、客観的な指標を使って事務事業の目標値とその達成状況を説明することで、住民にとってわかりやすい情報提供が必要です。

このことから、『施策評価を行うなかで、総合計画の進行管理に努め、住民への説明責任（アカウンタビリティ）の充実を図ります。』

ねらい ②> 事務事業のスクラップ・アンド・ビルド

増え続ける住民ニーズに対応するため、行政は「あれもこれも」と事務事業を展開し、事務事業は増える一方です。しかし、右肩上がりの経済成長も終わり、限られた財源のなかで事務事業を行わなくてはなりません。また、現在、集中改革プランによる事務事業の再編・整理等に取り組んでいますが、行政全体での事務事業数は非常に多く、なかには事務事業の導入から

かなりの年数が経過し、事務事業の必要性が不明確となってしまういたり、本来、行政が実施すべきものかどうかなどの事務事業の仕分けが曖昧になっているものもあります。そのため、事務事業の優先順位を把握し、サービス効率の悪い事務事業は見直すなど、事務事業の選別の必要があります。

このことから、『施策評価を行うなかで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに努めます。』

3. 行政評価実施時の留意事項

事務事業の適切な評価・改善を行っていくためには、職員それぞれの意識改革だけでなく、組織力を高めることも重要です。行政評価の実施にあたっては、次のことに留意して取り組むこととします。

① 組織としての意思決定のルールづくり

部長や課長、担当者で、ひとつの事務事業に対する認識に差異があることがあり、意思決定の統一が図られていないことが見受けられます。『行政評価を行うなかで、組織としての事務事業に対する意思決定内容を統一し、それぞれの意思決定の段階における責任を明確化します。』

② 職員の改善意識の高揚

行政評価の円滑な導入を進めるにあたり、職員の改善意識を高めるため、計画的な職員研修を実施するとともに、職員へのわかりやすい情報提供に努めます。『行政評価を導入することで、「評価シートを作成する」という事務を増やしただけの結果となってしまうのではなく、職員からの改善提案が日常的に行われる雰囲気づくりをめざします。』

③ 予算との連動

行政評価により行った事務事業の見直しや改善提案の実効性を高めるため、行政評価と予算を連動させることが重要となります。

事務事業評価シート兼実施計画調書の作成の基本的な考え方

1. 事務事業評価シートの作成にあたっての基本的な整理

(1) 事務事業の分類

- ① 事務事業を「事業」と「事務」に分類する。
- ② 事務事業の「事業」を「政策的事業」と「経常的事業」に分類する。



(2) 事務事業の評価年度

- ① 毎年度評価する事務事業 平成 20 年度（開始年度）
 - ア. 政策的事業
 - イ. 新規の事業及び経常的事業のうち拡充・縮小等の改善を行う事業
- ② 3年ごとに評価する事務事業
 - 経常的事業 平成 21 年度（開始年度）

事務事業の分類区分		評価区分	適用
事業	政策的事業	毎年度に評価	
	経常的事業	3年毎に評価	* 新規・変更等は毎年度評価

(3) 事務事業評価シート兼実施計画調書

事務事業の評価シート及び実施計画の作成調書については、次の2種類とする。

- ① 事務事業評価シート兼実施計画調書【継続事業】
- ② 事務事業評価シート兼実施計画調書【新規事業・具体化事業】
 - * 「事務」の評価方法については、別途評価シートを設け、事務改善に繋がる内容での評価方法を用いることとする。（検討中）

(4) 事務事業評価シート等の作成手順（評価手順）

① 担当評価（第1次評価）

事務事業評価シート兼実施計画調書の作成については、基本的には事務担当者において作成することとする。

事務担当者は、事務事業の改善に繋がるように心がけ、できる限り客観的に担当者評価を行うこととする。

また、事務事業評価シート兼実施計画調書の実施計画の取組方針等については、課長

評価の総合評価の内容により、係内・課内での合意形成を図るなかで、取組方針、事務事業の取組内容、活動指標、成果指標等を記載することとする。

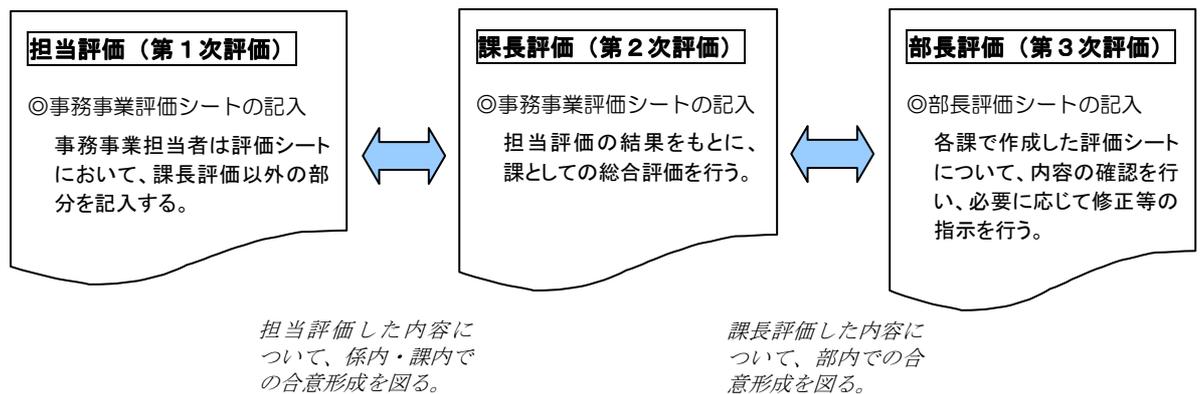
② 課長評価（第2次評価）

課長は、事務担当者の評価を基に、事務事業評価シート兼実施計画調書の「総合評価」を行う。この場合、課長は課としての合意形成を図ったうえで事務・事業の改善に繋がるように評価を行う。

また、課で作成した全ての事務事業評価シート兼実施計画調書について、所管部長に確認を求めることとする。

③ 部長評価（第3次評価）

部長は、所管課で作成したすべての事務事業評価シート兼実施計画調書について、その評価や取組方針、事務事業の取組内容等に対し確認を行い、指示事項がある場合は、別紙「事務事業評価 部長評価シート」により、所管課に指示を行うとともに、所属課との合意形成を図るなかで、必要に応じ事務事業評価シート兼実施計画調書の修正を行わせることとする。



(5) 事務事業の活動指標と成果指標の設定

① 毎年度評価する事務事業

評価シートにおいて、3年間と長期の計画値を設定する。

* 毎年度、把握できる数字を指標とする。

*それぞれの指標を3つまで記入できるように欄を設けてあるが、設定が困難である場合は、必ずしも3つ設定しなくてもよいこと・空欄でよいこととする。

○活動指標・成果指標欄（実施計画）

計画値・目標値			
H24	H25	H26	長期目標

○活動指標・成果指標欄（実績）

H21	H22		H23
実績値	計画値	実績値	計画値

② 3年ごとに評価する事務事業

- ア. 経常的事業については、下表の内容により成果指標の計画値を設定する。
イ. 事務については、活動指標・成果指標の設定が難しいことから、基本的にはこの項目の設定を行わず、改善目標を設定する。

*改善目標の設定内容については、今後、整理をしていく予定。

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
経常的 事業	評価年度		●			●			●
	成果指標	●	●			●			●

◎ 経常的事業の成果指標の設定

H21（評価年度）・・・H20に成果指標の計画値を設定する。

H24（評価年度）・・・H21に成果指標の計画値を設定する。

*この場合の成果指標の計画値については、評価年度の前年度までに達成する見込み数値（3年後の達成見込み）を設定する。

2. 実施計画調書の作成にあたっての基本的な整理

（1）実施計画に掲げる事務事業

- ① 実施計画に掲げる事務事業については、「政策的事業」と「経常的事業」とする。
- ② 事務事業のうち「事務」は実施計画には計上しない。

（2）実施計画調書を作成する事務事業

① 毎年度作成する事務事業

毎年度において、実施計画調書を作成する事務事業については、新規事業と政策的事業及び経常的事業のうち拡充・縮小等の改善を行う事業について、実施計画調書を作成する。

*事務事業評価シート（① 毎年度評価する事務事業）と同じ考え方。

*この場合、上記以外の実施計画に掲げる事務事業については、内容に変更がないものとして前年度ベースの事業内容で更新する。なお、この場合においては、企画財政課で実施計画事務事業一覧を作成し整理管理を行うこととする。

② 3年ごとに作成する事務事業

事務事業評価シートと同様に、3年ごとにすべての事務事業（政策的事業と経常的事業）について、実施計画調書を作成する。

*事務事業評価シート（② 3年ごとに評価する事務事業 ア経常的事業）と同じ考え方。